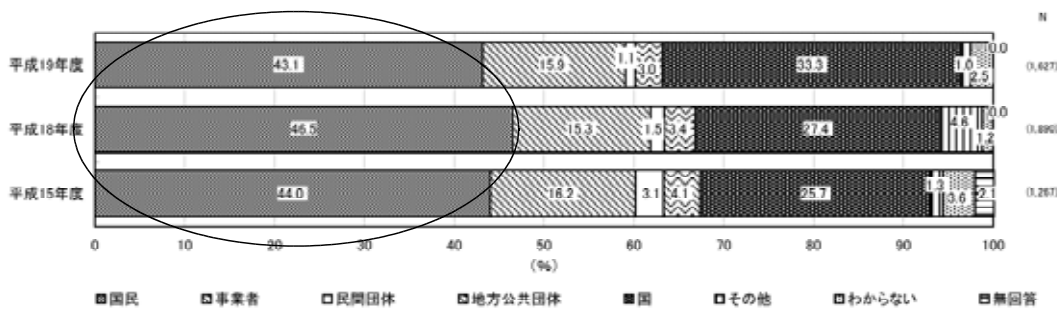


います(図5)。

実際の環境保全行動については、「ごみの分別」、「節電・節水」等、「個人」で対応できる行動や家庭内の工夫により対応が可能な行動の実行率が高いことがわかります。一方で、地域のリサイクル活動、緑化活動等、地域における環境保全のための取組へ参加率は、概ね15%～50%程度となっており、取組の内容によりばらつきがあります(図6)。

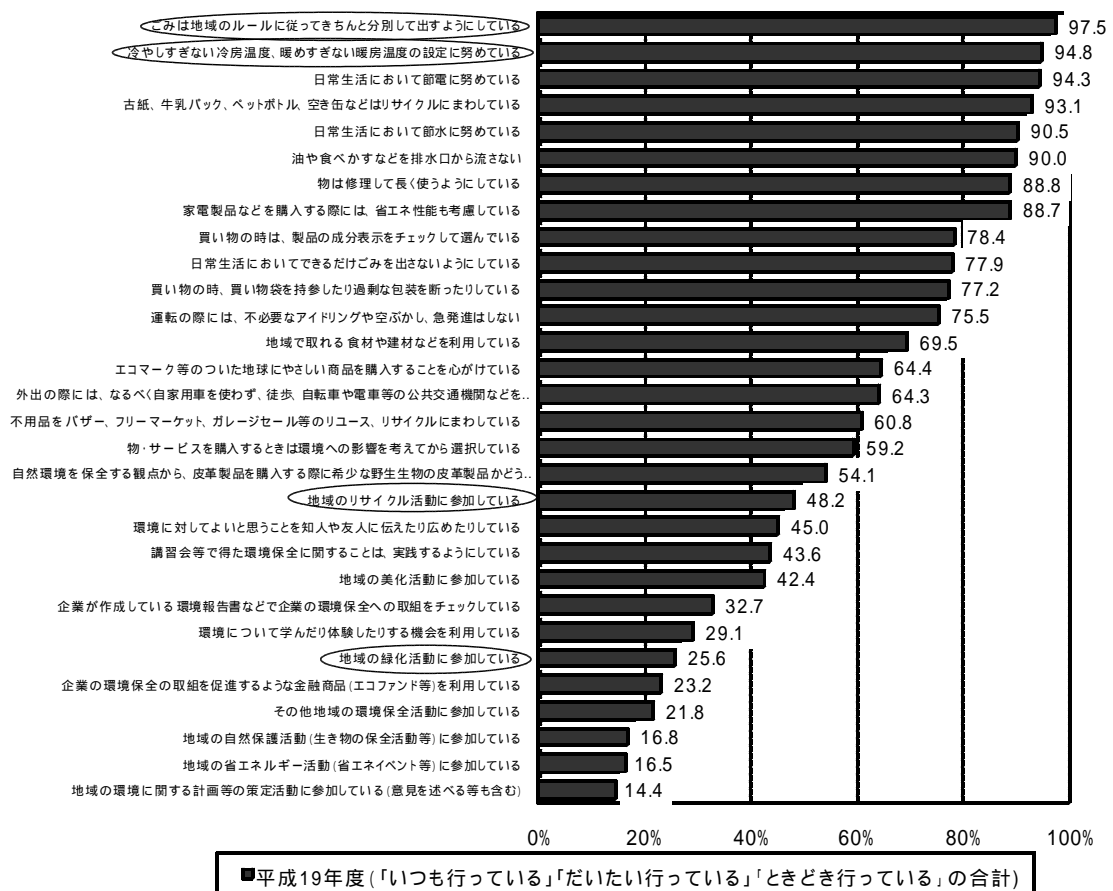
環境保全に重要な役割を担う国民の環境保全行動の実行率のさらなる向上のための取組が望まれます。

(図5) 環境の保全に重要な役割を担うもの



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)

(図6) 環境保全行動の実践状況

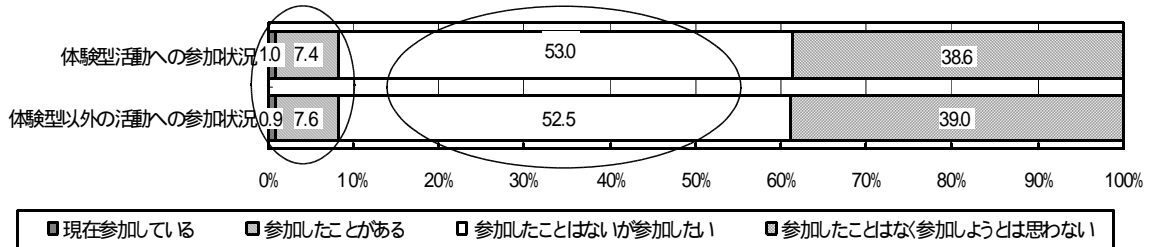


出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

国民の環境教育・環境学習活動への参加率(「現在参加している」と「参加したことがある」の合計)は、体験型、体験型以外を問わず 10 %に満たない状況ですが、半分以上は「参加したことはないが参加したい」という意向を持っています(図7)。

環境教育・環境学習活動への国民のニーズを、参加に結びつけるための情報や機会の提供等の施策が必要と考えられます。

(図7) 環境教育・環境学習への参加状況

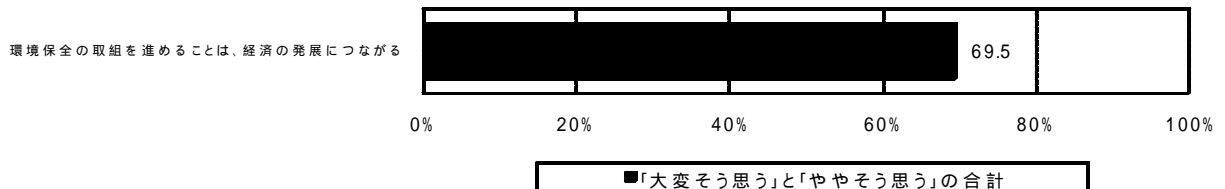


出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

国民の70%近くが環境保全に取り組むことが経済発展につながるという認識を持ち(図8)、事業者の環境ビジネスに対する関心も高い状況にあります(図9)。

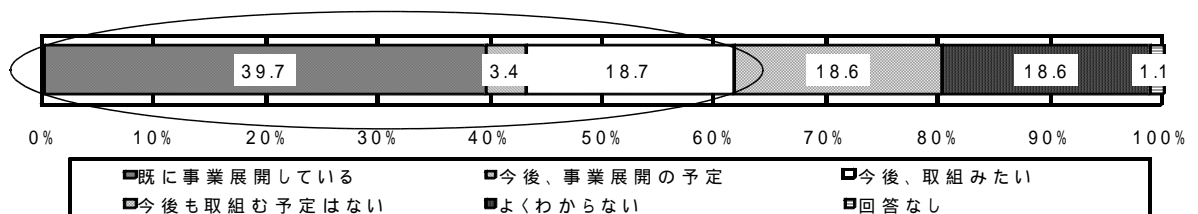
今後とも、このような国民や事業者の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

(図8) 環境問題に対する考え方



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

(図9) 環境ビジネスの位置づけ



出典)環境にやさしい企業行動調査(平成18年度調査、環境省)

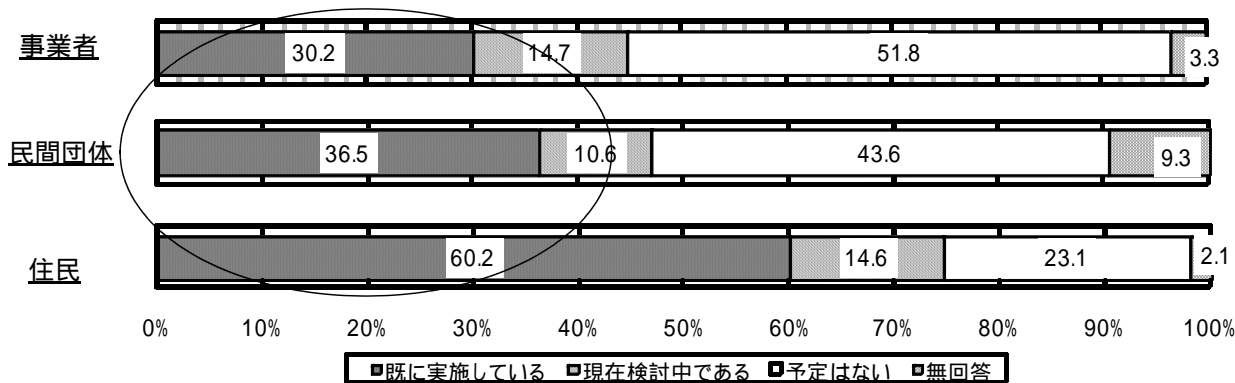
< 地方公共団体の状況 >

環境保全活動について、事業者及び民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の 30 ~ 40 % 程度、住民との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の 60 % 程度となっています(図 10)。

また、民間団体に対する支援・育成に取り組んでいる地方公共団体は 30 % 程度となっています(図 11)。

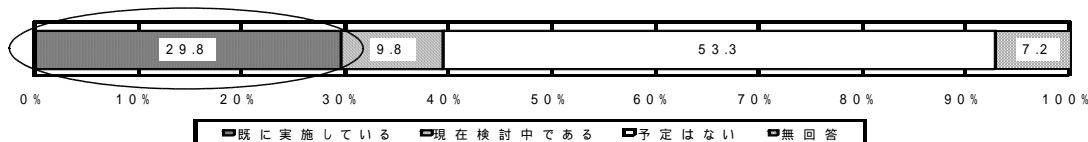
パートナーシップ社会の構築に向けて、事業者や民間団体との連携・協働の仕組みづくりや民間団体へ支援の強化が求められます。

(図 10) 事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

(図 11) 民間団体の支援・育成の実施状況



出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

住民の環境保全への取組促進のために地方公共団体が行っている施策について、特に進んでいる取組は、「ごみのポイ捨てを禁止」、「リサイクル活動」、「コンポストの購入」、「野外焼却の禁止」及び「合併処理浄化槽の個人設置」等環境負荷の低減に係る取組です。また、最も多く採用されている手法は「普及・啓発」となっています(図 12)。

地方公共団体ごとに様々な取組の内容や手法を検討し、地域の実情に応じた適切な環境保全への取組を進めていくことが望まれます。

(図12) 住民の環境保全への取組促進のための実施施策(全体)(%)

取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1)ごみのポイ捨てを禁止	39.9	3.0	62.9
(2)観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.9	0.8	37.0
(3)余暇における自然とのふれあい	0.4	2.8	33.5
(4)リデュース活動	4.7	9.4	78.2
(5)リユース活動	3.9	9.3	79.3
(6)リサイクル活動	6.5	28.7	69.5
(7)リサイクル商品の購入	0.7	3.0	55.0
(8)エコマーク商品の購入	0.1	0.8	59.8
(9)省エネ型家電の購入	0.3	1.0	53.3
(10)環境配慮型商品の購入	0.5	1.3	49.9
(11)簡易包装・買い物袋の持参	0.8	8.2	71.8
(12)節水の促進	5.4	3.2	66.3
(13)洗剤使用の適正化	5.4	2.6	40.0
(14)カンボストの購入	10.5	62.4	21.0
(15)野外焼却の禁止	20.7	3.2	71.6
(16)合併処理浄化槽の個人設置	16.3	58.5	21.0
(17)地域や住宅の緑化・美化活動	5.4	24.2	46.4
(18)太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	4.8	18.6	25.3
(19)住宅の高気密化・高断熱化	1.6	5.3	20.9
(20)公共交通機関の利用	1.4	11.9	44.4
(21)アイドリングの禁止	6.5	4.5	61.2
(22)低公害車の導入	4.8	5.9	36.6
(23)環境NPOへの活動参加	2.6	9.2	27.8
(24)環境教育・環境学習の実施	2.6	15.9	54.7
手法別平均実施率	6.2	12.2	49.5

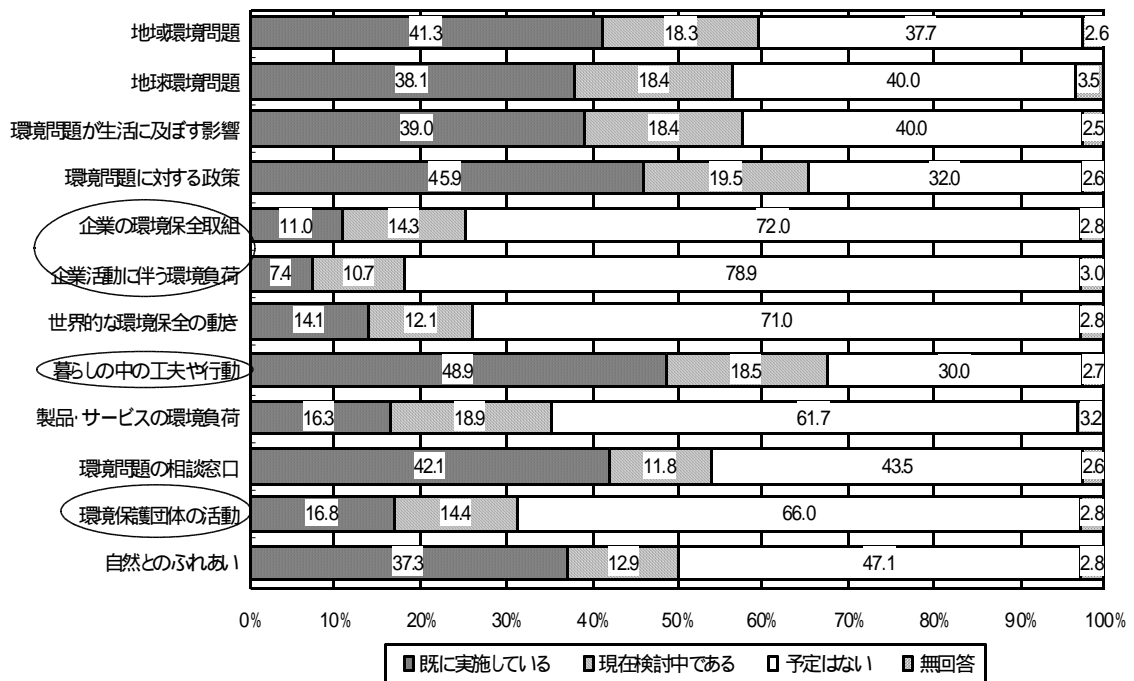
出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

地方公共団体が住民に提供している環境情報は、「暮らしの中の工夫や行動」が多く、企業関連情報や環境保護団体の活動状況に関する情報提供の実施率は低くなっています(図13)。

住民への情報提供の方法は「広報誌やパンフレット」が最も多く、次いで「ホームページ」による情報提供が進んでいます(図14)。

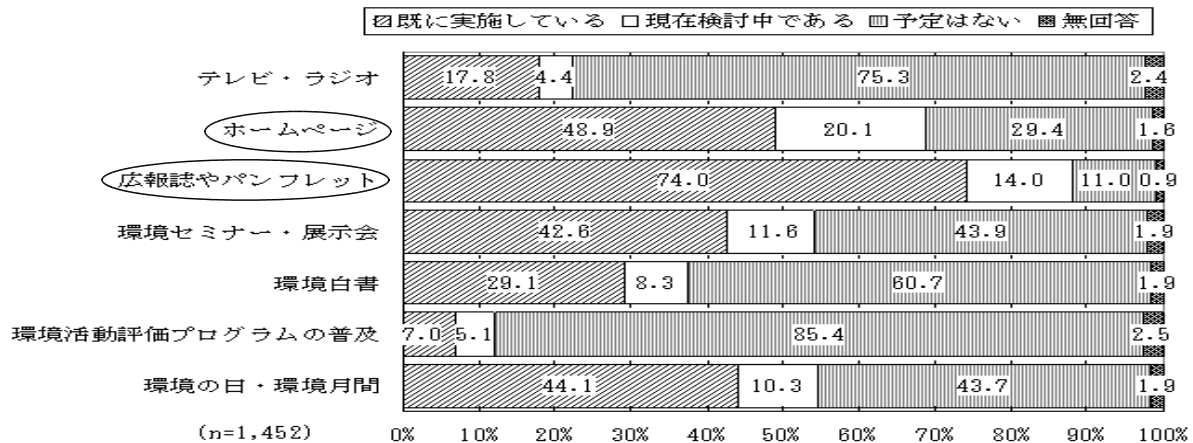
様々な主体に対する情報提供を念頭に置いた、提供する情報の内容や情報提供の方法の多様化が望めます。

(図13) 住民に提供している環境情報



出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

(図14) 住民への具体的な情報提供の方法

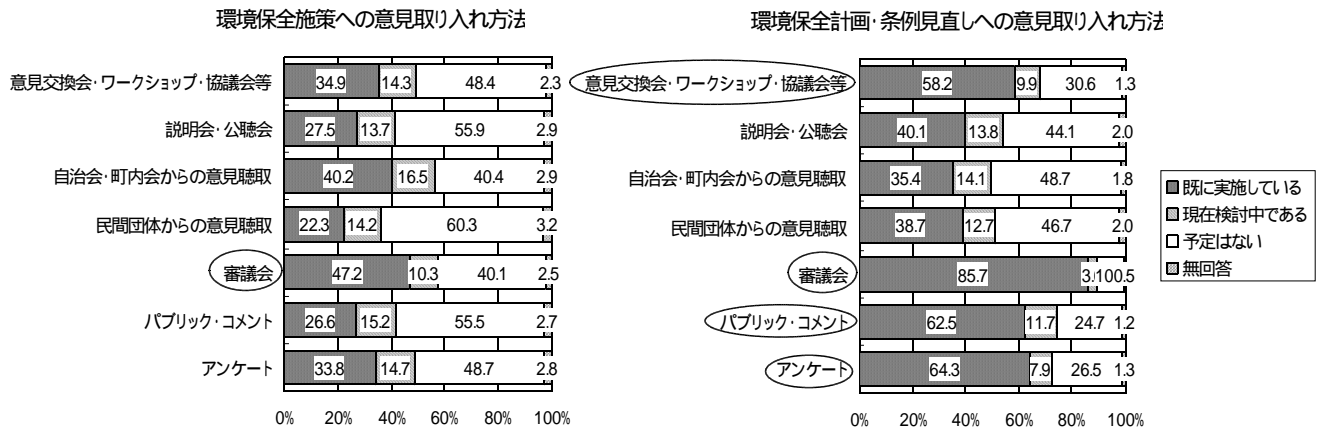


出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

環境保全施策や計画等の見直しへの住民意見の取り入れについて、最も多く採用されている方法は「審議会」ですが、「意見交換会・ワークショップ・協議会等」、「アンケート」、「パブリック・コメント」等広く住民の意見を求める方法も採用されています。(図15)。

今後とも、環境保全施策や計画等の見直しへ、様々な方法で住民意見が取り入れられていくことが望まれます。

(図15) 住民意見の取り入れ方法



出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

参 考（各調査対象の属性等）

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に平成20年2月22日～2月29日を調査期間として実施し、1,627人の回答を得た。

< 回答者属性()内% >

(1)性別

男性	女性
795 (48.9)	832 (51.1)

(2)年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
274 (16.8)	332 (20.4)	266 (16.3)	308 (18.9)	306 (18.8)	141 (8.7)

(3)職業別

農林漁業	商工販売サービス	自由業	会社役員・会社経営	会社員	公務員	団体職員	学生
16 (1.0)	95 (5.8)	28 (1.7)	35 (2.2)	460 (28.3)	73 (4.5)	18 (1.1)	62 (3.8)

パート・アルバイト	専業主婦	無職	その他
211 (13.0)	337 (23.8)	182 (11.2)	60 (3.7)

(4)地域別

北海道・東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・四国	九州
219 (13.5)	489 (30.1)	88 (5.3)	237 (14.6)	265 (16.3)	143 (8.8)	188 (11.6)

(5)都市規模別

政令指定都市	10万人以上の市	10万人未満の市	町村
317 (19.5)	809 (49.7)	350 (21.5)	151 (9.3)

環境省「環境にやさしい企業行動調査」

東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部2部上場企業2,751社及び 従業員500人以上の非上場企業及び事業所3,814社、合計6,565社を対象とし、平成19年7月17日～8月10日を調査期間としてアンケート調査を実施した。

従業員500人以上の非上場企業及び事業所には、上記 以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は、対象から外した。この報告書では便宜上、上記を「上場企業」、 を「非上場企業」としている。

有効回収数	上場企業	1,138件	非上場企業	1,636件	合計	2,774件
有効回収率	上場企業	41.4%	非上場企業	42.9%	合計	42.3%

環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」

全ての地方公共団体すなわち1,865団体(47都道府県、17政令指定都市、東京都23特別区および1,778市町村)を対象として、平成20年2月25日～3月29日を調査期間として調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。期間内に1,452団体から回答が寄せられた(有効回収率77.9%)。

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,865団体	47団体	17団体	1,801団体
有効回収数	1,452団体	46団体	16団体	1,390団体
有効回収率	77.9%	97.9%	94.1%	77.2%
回収構成比率	100.0%	3.2%	1.1%	95.7%

- 1 重点点検分野の点検

1. 地球温暖化問題に対する取組

我が国では、温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）の第1約束期間に基準年（平成2年度（1990年度））から6%削減することを内容とする京都議定書の約束（6%削減約束）の達成のため、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、平成20年3月28日全部改定閣議決定）に基づく取組が進められています。また、さらなる長期的・継続的な削減のため、技術開発・普及、二酸化炭素に価格をつけることによる市場メカニズムの活用等を通じて、低炭素社会の構築を推進していく必要があります。

また、地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたることから、世界全体の排出削減につながるよう地球温暖化対策の国際的連携の確保が進められています。

気候変動の影響に脆弱な途上国への適応支援については、クールアース・パートナーシップを通じて我が国による具体的な支援が行われることとなっています。国際的な枠組みにおいても、気候変動枠組条約（UNFCCC）の下の適応基金の早期運用開始のため、我が国は理事会メンバーとして貢献しています。さらに、気候変動の影響・適応に関する調査研究や途上国支援の推進に取り組んでいます。また、環境省に専門家による委員会が設置され、各種分野における適応策の具体例について整理され、今後の影響・適応研究の具体的な方向性がまとめられています。

第三次環境基本計画においては、国際的な連携の下に、気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととされない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指すこととしています。

平成18年度（2006年度）の我が国の温室効果ガス排出量は1,340百万トンCO₂となっており、平成17年度（2005年度）の値から減少に転じましたが、依然として基準年（平成2年度）の総排出量を6.2%上回っています。

平成18年度（2006年度）の温室効果ガス排出量を、基準年の排出量との関係で見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は、基準年を大きく上回っていますが、その他5種類のガスは基準年を下回っています。

（参考）「地球温暖化問題に対する取組」分野に関する指標（抄）

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値（特段の注記がなければ年度データ）				環境基本計画上の目標等	京都議定書目標達成計画の目標等	
	H15	H16	H17	H18			
エネルギー起源二酸化炭素の排出量及び各部門の排出量	【エネルギー起源CO ₂ 排出量】 （百万t-CO ₂ ）	1198.3	1198.7	1203.1	1185.9	1,056 【2010年度】	1,076～1,089 【2010年度】
	【産業部門】 （百万t-CO ₂ ）	466.4	466.7	454.8	460.0	435 【2010年度】	424～428 【2010年度】
	【業務その他部門】 （百万t-CO ₂ ）	228.9	229.0	237.9	229.1	165 【2010年度】	208～210 【2010年度】
	【家庭部門】 （百万t-CO ₂ ）	167.5	167.6	174.3	165.7	137 【2010年度】	138～141 【2010年度】
	【運輸部門】 （百万t-CO ₂ ）	261.7	261.5	256.8	253.7	250 【2010年度】	240～243 【2010年度】
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量	【エネルギー転換部門】 （百万t-CO ₂ ）	73.8	73.9	79.3	77.3	69 【2010年度】	66 【2010年度】
	【非エネルギー起源CO ₂ 排出量】 （百万t-CO ₂ ）	87.9	85.7	87.5	87.7	70 【2010年度】	85 【2010年度】
	【非エネルギー起源CH ₄ 排出量】 （百万t-CO ₂ ）	24.7	24.4	23.9	23.6	20 【2010年度】	23 【2010年度】
代替フロン等3ガスの排出量	【非エネルギー起源N ₂ O排出量】 （百万t-CO ₂ ）	25.9	26.0	25.6	25.6	34 【2010年度】	25 【2010年度】
	【代替フロン等3ガス排出量】 （暦年）（百万t-CO ₂ ）	24.2	20.0	18.0	17.3	51 【2010年度】	31 【2010年度】

京都議定書目標達成計画が平成20年（2008年）3月に改定され、目標値も修正されており、第三次環境基本計画策定時の目標値とは異なります。

重点調査事項：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組

平成9年12月に採択された京都議定書においては、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの第1約束期間における我が国の温室効果ガスの排出量を、基準年（平成2年度（1990年度））比で6%削減することが目標として掲げられています。ここでは、

a) 6%削減約束を達成するために京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

6%削減約束の確実な達成に向け、当面、京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策を着実に推進します。対策・施策の実施に当たっては、

- ア すべての主体の参加・連携の促進と各主体に期待される役割
 - イ 多様な政策手段の活用
 - ウ 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視
- を十分に踏まえることが重要です。

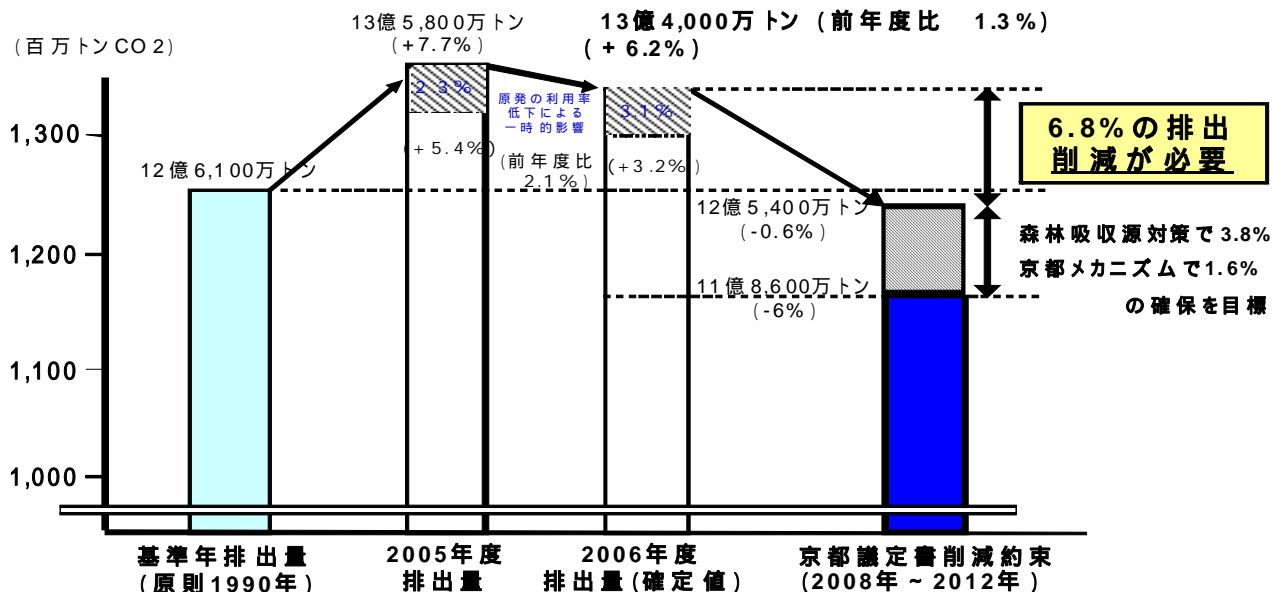
主な取組状況等

京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策・施策

京都議定書目標達成計画において、産業、業務その他、家庭、運輸、エネルギー転換の各部門におけるCO₂削減対策や森林吸収源に係る施策などが位置づけられており、これに基づく取組が行われました。その進捗状況の点検については、平成20年3月の同計画改定により毎年6月頃と年内の年2回にわたり厳格に行うこととされました。同年7月、地球温暖化対策推進本部において同計画の進捗状況の点検が行われた際には、概ね計画どおりに進捗しているとされたところです。

我が国の温室効果ガス排出量

2006年度における我が国の排出量は、基準年比6.2%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、6.8%の排出削減が必要。



我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成18年度（2006年度）で、二酸化炭素に換算して約13億4,000万トンであり、基準年比で6.2%増加しています。平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）にかけて、京都議定書目標達成計画の部門別の目安の達成のためには、平成18年度（2006年度）比で、エネルギー起源二酸化炭素については、産業部門（基準年における総排出量に占める割合：38%）-7.0～-7.9%、業務その他部門（同割合：13%）-8.3～-9.3%、家庭部門（同割合：10%）-14.7～-16.5%、運輸部門（同割合：17%）-4.1～-5.5%、エネルギー転換部門（同割合：5%）-14.2%～-14.3%の削減が必要となっています。

また、非エネルギー起源二酸化炭素（同割合：7%）は-3.6%、メタン（同割合：3%）は-4.3%～-4.4%、一酸化二窒素（同割合：3%）は-3.0%～-3.2%の削減が必要となっています。

代替フロン等3ガス（同割合：4%）については、オゾン層破壊物質からの代替が進むことによりハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量が増加することが予想される等いくつかの排出量の増加要因もあるものの、増加量を+79.2%に抑えることが必要となっています。

さらに、森林吸収源対策については、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年）の6年間で、毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、平成19年度においては、平成18年度補正予算と併せ、平成20年度においては平成19年度補正予算と併せ、それぞれ20万haを超える追加的な森林整備に相当する予算が措置されています。引き続き、国有林及び民有林において、森林整備等を推進し、基準年比で3.8%分の森林吸収量を確保することが必要となっています。

京都メカニズムの活用については、平成19年度において、1,666万t-CO₂分のクレジットを取得する契約を結んだところ（平成18年度からの累計で2,304万t-CO₂）であり、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めることが必要となっています。

京都メカニズム：京都議定書において、市場原理を活用して各国の数値目標を達成するための仕組みとして規定されている制度。以下の3つの制度に分かれている。
 クリーン開発メカニズム（CDM）：先進国が途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度。
 共同実施（JI）：先進国が他の先進国の温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度。
 排出量取引：先進国どうしが削減目標達成のため排出量を売買する制度。

温室効果ガスの排出状況について

(単位：百万 t - CO₂)

	基準年 (1990年) (全体に占める割合)	2006年度実績 (基準年増減)	2010年度の目安 (2006年度から必要な削減率)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,186 (+12.0%)	1,076 ~ 1,089 (-8.2 ~ -9.3%)
産業部門	482 (38%)	460 (-4.6%)	424 ~ 428 (-7.0 ~ -7.9%)
業務その他部門	164 (13%)	229 (+39.5%)	208 ~ 210 (-8.3 ~ -9.3%)
家庭部門	127 (10%)	166 (+30.0%)	138 ~ 141 (-14.7 ~ -16.5%)
運輸部門	217 (17%)	254 (+16.7%)	240 ~ 243 (-4.1 ~ -5.5%)
エネルギー転換部門	67.9 (5%)	77.3 (+13.9%)	66 (-14.2 ~ -14.3%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	87.7 (+3.1%)	85 (-3.6%)
メタン	33.4 (3%)	23.6 (-29.2%)	23 (-4.3 ~ -4.4%)
一酸化二窒素	32.6 (3%)	25.6 (-21.7%)	25 (-3.0 ~ -3.2%)
代替フロン等3ガス	51.2 (4%)	17.3 (-66.2%)	31 (+79.2%)
合計	1,261 (100%)	1,340 (+6.2%)	1,239 ~ 1,252 (-6.6 ~ -7.6%)

基準年及び2006年度の数值は、2006年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出(2006年度数值は確定値)。

2010年度目標値は、京都議定書目標達成計画策定時の計算方法により算定した目安としての目標。

今後の展望

6%削減約束の達成に向けて、以下の取組を進めていくことが必要です。

今後とも、改定京都議定書目標達成計画に盛り込まれた自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底、自動車の燃費の改善、中小企業の排出削減対策の推進、農林水産業・上下水道・交通流等の対策、都市緑化・廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策、新エネルギー対策の推進などに着実に取り組むこと。

厳格な進捗管理を行うとともに、更なる計画改定も視野に入れ、必要な対策・施策の追加を具体化していき、国、地方公共団体、事業者、国民等すべての主体が全力で取り組んでいくことにより、6%削減約束を達成していくこと。

森林吸収源対策については、国有林及び民有林において、間伐等の森林整備の推進、持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに化石燃料の使用量・二酸化炭素の排出量の抑制にも資する木材及び木質バイオマスの利用の推進など、森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進することが必要です。

重点調査事項 : 温室効果ガスの濃度の安定化に向けた長期的継続的な排出削減等のための取組

さらなる長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムが、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指す観点から、

- a) 温室効果ガスの濃度の安定化に向けた我が国の中長期目標の策定
 - b) 長期的、継続的な排出削減のため、我が国の経済社会を省CO₂型に変革していくための取組
 - c) 第1約束期間の終了する平成25年(2013年)以降の取組について、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効性のある枠組みを構築するための我が国の多面的なリーダーシップの発揮
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

地球温暖化に関する長期的な取組については、バックキャストिंगの手法を開発・利用することにより、長期的視点から目指すべき社会像を描き、今取り組むべき課題を抽出し、必要な対策を実行に移していくことが重要であり、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。

国内対策については、長期的、継続的な排出削減のためには、様々な分野においてエネルギー需給構造そのものを省CO₂型に変革していくことが重要であり、早い段階から中長期的な視点に立って戦略的に対応を進めていきます。

第1約束期間の終了する平成25年(2013年)以降の取組について、すべての国が参加する実効ある枠組みを構築することが重要であり、我が国は、その成立に向けて、官民の連携を図りつつ、多面的にリーダーシップを発揮していきます。

主な取組状況等

我が国の中長期目標の策定

福田総理スピーチ(平成20年6月9日)及び地球温暖化問題に関する懇談会提言(平成20年6月16日)で示された政策項目ごとに、具体的な施策を明確化した「低炭素社会づくり行動計画」が平成20年7月29日に閣議決定されました。低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、主要経済国はもちろん、世界のすべての国々がこの問題に取り組む必要があり、我が国としても2050年までの長期目標として、現状から60~80%の削減を行うこと、長期目標を実現するため、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間ピークアウト(頭打ち)すること、平成21年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標(中期目標)を発表することとされています。

環境省の地球環境研究総合推進費(競争的資金)によって実施されている「戦略的研究脱温暖化2050プロジェクト」では、平成19年2月に「2050日本低炭素社会シナリ

オ：温室効果ガス70%削減可能性検討」報告書が作成され、我が国を対象に2050年に想定されるサービス需要を満足しながら、主要な温室効果ガスであるCO₂を1990年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルが存在することが明らかにされました。

我が国の経済社会を省CO₂型に変革していくための取組

技術開発・普及、国全体を低炭素へ動かす仕組みづくり、地方・国民の取組の支援として以下の取組が行われています。

- ・新エネルギー等導入加速化対策費補助金等による太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー導入支援
- ・技術開発支援事業の実施、導入費用の一部補助等による次世代自動車等の導入支援の実施
- ・テレビやエアコン、冷蔵庫等について、トップランナー基準の見直し・強化、研究開発事業、消費者に対する情報提供等による省エネ性能の高い機器の導入の加速化
- ・住宅の省エネ改修促進税制の導入、評価・表示など消費者等に対し情報提供等することによる省エネ住宅の普及促進
- ・国内排出量取引制度の検討。とりわけ、排出量取引の国内統合市場の試行的実施
- ・温室効果ガス「見える化」、カーボンオフセットに係る検討の開始
- ・環境モデル都市の募集・選定等による低炭素型の都市・地域づくりの推進
- ・「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン」等の実施による環境教育の充実
- ・クール・ビズ、ウォーム・ビズ等の「チーム・マイナス6%」の取組等を推進することによる国民運動の展開

また、「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、低炭素社会構築のための具体的な対策・施策が明らかにされました。

「戦略的研究脱温暖化2050プロジェクト」では、平成20年5月に研究成果として「低炭素社会に向けた12の方策」報告書が公表されました。この研究成果は、平成19年2月の「2050日本低炭素社会シナリオ：温室効果ガス70%削減可能性検討」報告書で示された「我が国が、2050年までにCO₂の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能である」との結論をもとに、70%削減を現実のものとするための具体的な12の方策を提案したものです。

第1約束期間の終了する2013年以降の取組について、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効性のある枠組みを構築するための我が国の多面的なリーダーシップの発揮

平成20年7月7日から9日まで開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいては、長期目標として、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも半減するビジョンを気候変動枠組条約（UNFCCC）の全締約国と共有することを求めることで合意するとともに、特に、先進国については、排出量の絶対的な削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することなどが合意されました。また、セクター別アプローチに関し、各国の排出削減目標を達成する上でとりわけ有益な手法であることが合意されました。また、平成20年7月9日に開催された主要経済国首脳会合において、途上主要経済国は、対策をとらないシナリオの下での排出量からの離脱を達成するための適切な緩和の行動を遂行することが合意されました。

今後の展望

「低炭素社会づくり行動計画」を踏まえ、以下の取組を進めていくことが必要です。

「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月19日）」に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度投入すること、二酸化炭素回収貯留（CCS）技術について、分離・回収コストの低減や大規模実証に着手し、2020年までの実用化を目指すこと。

太陽光発電については、技術革新と需要創設による価格の大幅低減、電力系統への影響を緩和するための技術開発の推進、ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うこと。

次世代自動車については、導入費用の一部補助などの導入支援や次世代電池等の高性能化・低価格化、充電設備等のインフラ整備を進めること。

省エネ機器については、トップランナー基準の見直し、強化等を行うこと。

平成20年10月に開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施について、できるだけ多くの業種・企業の参加を得、その評価を次の政策に結びつけていくこと。環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化を進めること。温室効果ガス排出量の「見える化」について、平成21年度中に試行的な導入実験を行うこと。カーボン・オフセットについては共通のルールについて平成20年度を目途に公表すること。炭素会計については、平成20年度中に実施方法やルールの検討を行い、その結果を公表すること。

農林水産業の役割を活用した低炭素化については、食料供給と競合しないバイオ燃料生産拡大対策、稲わら、廃木材等からのエタノール生産、高濃度利用の検討も含めた輸送用燃料、間伐等による森林整備、地域材や未利用木質バイオマスの供給、利用等の促進を図ること。

低炭素型の都市や地域づくりについては、環境モデル都市の選定・全国展開・海外への発信や公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用等を行うこと。

低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組みについては、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れること。

ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけについては、チーム・マイナス6%の取組の促進やクールアース・デーの取組を展開すること。

低炭素社会づくりの具体的なイメージとして、平成19年12月に中央環境審議会を取りまとめられた「低炭素社会づくりに向けて」をベースとし、環境省の地球環境研究総合推進費により研究が進められている「低炭素社会に向けた12の方策」を参考として、革新的な技術の開発導入と両輪を成す革新的社会制度づくりの課題を明らかとして、革新的制度の設計と導入を進めることが必要です。

中期目標については、今後、有識者も含めたオープンな場で、我が国の削減ポテンシャル、その実現のためのコストなどについて、科学的・総合的な検討を行い、平成21年のしかるべき時期に設定する必要があります。

平成20年7月に開催されたサミットの成果を踏まえ、今後10年から20年のうちに、世界全体の排出量をピークアウト（頭打ち）させるために、引き続き、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効的な平成25年（2013年）以降の新たな枠組みの構築に向けて、国際的議論を主導する役割を我が国が果たし、また、中印等の新興国に対しても、他のG8諸国とともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する長期目標を共有し、国連交渉において採択されるようリーダーシップを発揮していくことを期待します。

重点調査事項：地球温暖化により避けられない影響への適応のための取組

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、避けられない影響（地球規模での海面上昇、異常気象の増加等）への対応（適応策）を行うことが必要という観点から、

- a) 国際的な連携のもとでの適応策の在り方に関する検討や技術的な研究
- b) 地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリングの拡充・強化
- c) 我が国における適応策の実施と気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、我が国のみならず地球規模での海面上昇、農業生産、水資源や生態系に対する影響、異常気象の増加への対応など避けられない影響への対応（適応策）を行うことが必要となります。

国際的な連携のもと、適応策の在り方に関する検討や技術的な研究を進めます。

研究の成果を活用しながら、地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリングを拡充・強化し、我が国において必要な適応策の実施、気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援を行います。

主な取組状況等

国際的な連携のもとでの適応策の在り方に関する検討や技術的な研究

途上国の適応策を資金支援するため、クリーン開発メカニズム（CDM）のクレジット2%相当を原資とする「適応基金」の設置が、平成13年11月の気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）で決定され、平成19年12月の気候変動枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合（COP13/CMP3）では、適応基金理事会の設置等実施体制が決定されました。支援の対象範囲、規模、活動等、運用開始に向けた各種事項については、現在、適応基金理事会にて検討されています。日本（環境省）は、途上国・先進国合計32名（理事及び理事代行）の理事会メンバーの一員であり、平成20年6月からは副議長を務めています。理事会では、可能な限り早期の基金の運用開始を目指し、運用体制の詳細について議論を進めることとされています。

アジア太平洋21カ国が参加しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）において、実施されている地球変動観測プロジェクトの中で、気候変動への脆弱性評価や適応策の研究が実施されています。

[実施されているプロジェクトの例]

- ・アジア太平洋地域における気候の摂動と沿岸域：脆弱性評価と持続的管理戦略への総体的アプローチ（平成20年度）
- ・危機にある都市：アジア沿岸巨大都市における気候変化に対する適応能力開発（平成20年度）

地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリングの拡充・強化

環境省が実施している「温暖化影響早期観測ネットワーク構築事業」では、東アジア地域において、衛星データと地上観測データを組み合わせ、地球温暖化の影響をその発現初期段階で検出する観測が実施されています。

我が国における適応策の実施と気候変動の影響に脆弱な国等における適応策への支援

環境省地球環境局長の諮問委員会である「地球温暖化影響・適応研究委員会」が平成20年6月に取りまとめた報告書では、食料、水環境・水資源、自然生態系、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活、途上国の各分野における適応策の具体例について整理され、今後の影響・適応研究の具体的な方向性が示されました。

福田総理が平成20年1月に発表した「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動で深刻な被害を受ける途上国に対して、5年間で累計1兆2,500億円程度(概ね100億ドル程度)の資金供給を可能とする新たな資金メカニズムの運用が平成20年から開始されることとなりました。このうち、適応策については、我が国の無償資金協力、技術協力等を行うこと、あるいは国連開発計画(UNDP)等国际機関を通じ、平成20年から概ね5年間で累計2,500億円程度の支援を行うこととされています。これまでのところ、全世界で60か国がクールアース・パートナーシップへの参加の意図を表明しています(平成20年10月10日現在)。このうち、セネガル、マダガスカル、ガイアナ、インドネシア、ナミビア、ニジェールに対する支援を行うことが決定しています。また、ツバルについては、調査団が派遣され、支援内容の検討が進められています。さらに、クールアース・パートナーシップの一環として、同年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD)において、日本はUNDPと共に、アフリカへの適応支援のために「アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築のための『日・UNDP共同枠組』」を構築することを表明し、同枠組に対し、約92.1百万ドルの拠出を行いました。

環境省は、外務省、国際協力機構(JICA)等への助言や、現地調査団への参画を通じ、クールアース・パートナーシップの推進に貢献しているところです。

今後の展望

クールアース・パートナーシップについては、各国との政策協議を通じて、より多くのパートナー国に対する適応対策等に係る支援を実施し、途上国における温暖化対策を促進することが求められます。さらに、こうした支援を通じ、すべての国が参加する、平成25年(2013年)以降の実効性ある枠組み構築へ向けた交渉を促進する必要があります。

適応基金による支援については、平成21年12月前の運用開始が「途上国が次期枠組みに参加する前提」となっているものの、各種ガイドラインや運営ルールの制定が遅延していることから、次期枠組み交渉への影響を考慮した迅速な取組が必要です。

我が国における適応策については、気候変動とその影響に関する情報を収集・整理し、気候変動影響・適応に関する調査研究を引き続き推進するとともに、関係省庁が連携して、わが国における地球温暖化適応策の推進に関する検討を進めることが必要です。

国内におけるモニタリングは、各機関において多様に実施されており、環境省と気象庁で地球観測連携拠点(温暖化分野)を設置する等の取組を行っていますが、今後は、各種モニタリング体制の維持、不十分な分野の拡充が必要です。

地球環境問題に関する研究は、研究資金制度ごとの特性を活かしつつ効率的に実施することが重要です。また、その成果を環境政策に反映させていくためには、あらかじめ行政ニーズに基づき綿密な計画を構築し、研究を適切に進めるとともに、そこで得られた科学的知見を関係方面に幅広くかつ迅速に周知するよう努める必要があります。

2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

循環型社会の形成に当たっては、自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあり、その両方を視野に入れ、適正な循環を確保することが重要です。また、社会経済システムにおいては、将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくことの重要性にかんがみ、廃棄物等の発生の抑制を最優先に、適切な再使用、再生利用の一層の促進を図るなど、循環機能を高める施策を技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ適切に講じていくことが必要です。

さらに、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と相まって形成していくため、例えば3Rを通じた地球温暖化対策への貢献などの取組の展開が求められます。

第三次環境基本計画においては、「資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり」、「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がりに関係主体のパートナーシップによるその加速化」、「ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化」及び「廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化」に示されるように、循環を基調とした社会経済システムの姿を2025年頃の実現していくことを中長期的な目標としています。

いかに、より少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す資源生産性は、順調に推移しています。

各種リサイクルの取組は進展しており、循環利用率も上昇しています。

最終処分量は、毎年、着実に減少しています。

(参考)「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野に関する指標(抄)

		15年度	16年度	17年度		環境基本計 画の目標	第二次循環基本 計画の目標 2
					12年度比		
資源生産性 1	万円/ト	29.5	31.1	33.0	+25%	約37 (平成22年度)	約42 (平成27年度)
循環利用率	%	11.3	11.9	12.2	+2.2 ポイント	約14 (平成22年度)	約14~15 (平成27年度)
最終処分量 (百万ト)	一廃廃棄物	10	9	8	33.3%		
	産業廃棄物	30	26	24	46.7%		
	合計	40	35	32	43.9%	約28 (平成22年度)	約23 (平成27年度)

1 GDP統計の推計方法の変更により、前回点検時と数値が異なります。

2 数値目標については、第二次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)により新たな目標水準が定められており、その達成のためにさらなる取組が必要です。

重点調査事項：自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保

自然の物質循環とその一部を構成する経済社会システムの物質循環とは密接不可分な関係にあることから、

a) 自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保に係る取組
について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあり、その両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要です。

主な取組状況等

自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保に係る取組

第二次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）の「第5章 国の取組 第1節 国の取組の基本的な方向」において、下記のように課題として位置付けられました。

循環型社会の形成に当たっては、自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあり、その両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要です。このため、自然環境の保全や環境保全上健全な水循環の確保を図るとともに、環境保全上適切な農林水産業の増進等により、自然界における窒素等の物質の適正な循環を維持、増進する施策を講じます。

また、社会経済システムにおいては、将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくことの重要性にかんがみ、廃棄物等の発生の抑制を最優先に、適切な再使用、再生利用の一層の促進を図るなど循環機能を高める施策を技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ適切に講じていきます。

また、「第2節 国内における取組」においては、「1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」としてより具体的に記述されています。

(1) 循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、両者の相乗効果（シナジー）を最大限に発揮するよう、分野横断的な対策を推進していきます。まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用の順にできる限り循環的な利用を行い、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、温室効果ガスの削減にも貢献します。また、廃棄物発電のネットワーク化による安定した電力の供給や熱回収の進んでいない中小廃棄物業者などに対する熱回収促進のための措置など持続的な廃棄物発電のあり方を検討します。さらに、焼却施設や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用を進めます。このほか、LCAの観点を強化することで、より効率的・効果的な3Rを推進します。

また、自然の恵みを活かす太陽光や風力などの再生可能エネルギーの積極的な利活用に加え、カーボンニュートラルな循環資源としてバイオマス系循環資源の有効活用を図ります。具体的には、食品廃棄物の飼料化、肥料化等や稲わら、廃木材等のセルロースを原料としたエタノール生産、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、木質ペレット、汚泥等の固形燃料化などを推進します。

循環資源の輸送にあたっては、トラック輸送に、環境負荷の低い船舶や鉄道による輸送を組み合わせたモーダルシフトを進めることで、広域的かつ効率的な静脈物流システムの構築を推進し、低炭素社会づくりにも寄与します。

(2) 循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進

資源採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に向け、生物多様性の保全にも配慮しながら、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源等の自然界での再生が不可能な資源の代替材料開発、効率的な使用、使用量の増大の抑制を進めます。また、自然界から新たに採取する資源については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅をはじめ、製品をできる限り長期間社会で使用することを推進するとともに、いったん使用済みとなったものでも循環資源としての利用やエネルギー回収を徹底することにより、最終処分量の抑制を図ります。

また、自然界での再生可能な資源の活用にあたっては、生物多様性の保全に配慮しながら、持続可能な利用を推進することが必要です。このような観点も踏まえ、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月）に基づくバイオマス等の利活用の促進や森林の適切な整備・木材利用の推進を図ります。さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する持続的な養殖業等環境保全を重視した農林水産業を推進するとともに、都市部における雨水や農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源など未利用自然資源の利用を促進します。

LCA : ライフサイクルアセスメント

3 R : 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

今後の展望

国際資源価格が高騰するなど、世界的に資源制約が顕在化しつつあり、3Rの利点もより明確になっていることから、今後一層3Rの推進による天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に取り組む必要があります。

循環型社会の形成を、廃棄物発電の導入や廃棄物系バイオマスの有効活用などを通じて、低炭素社会や、生物多様性の保全に配慮した自然共生社会に向けた取組と統合的に展開することが必要です。例えば、今後期待される循環型社会の形成と低炭素社会との統合的な取組として、高効率な廃棄物発電を推進するほか、地域の特性等を踏まえた地域熱供給などについても総合的に検討することが必要です。

循環資源ごとに、地域の特性を踏まえて、環境保全、資源性、経済性等の観点から、最適な循環の範囲を検討すること、コミュニティ、地域、ブロック圏、全国規模、そして国際的なレベルに至る最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげること、また、循環型社会ビジネスの市場調査による現状分析を行い、その取組を推進することが必要です。

間伐材の利用促進に当たっては、経済的なインセンティブ措置を検討することが必要です。

重点調査事項：関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進

循環型社会形成推進基本計画に即して、すべての関係主体の連携の下で、その積極的な参加と適切な役割分担により、各種施策を総合的かつ計画的に推進することとされていること、東アジア等における国際的な低炭素・循環型社会の形成を推進することとされていることから、

- a) 関係主体の連携、役割分担等による循環型社会形成に向けた取組
 - b) 東アジア等における国際的な低炭素・循環型社会の形成を推進する取組
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

循環型社会形成推進基本計画に即して、すべての関係主体の連携の下で、その積極的な参加と適切な役割分担により、各種施策を総合的かつ計画的に推進し、国は、他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。

東アジア等における国際的な循環型社会の形成を推進します。

主な取組状況等

関係主体の連携、役割分担等による循環型社会形成に向けた取組

第二次循環型社会形成推進基本計画の「第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割」において、下記のように課題として位置付けられました。

すべての関係主体の連携の下で、その積極的な参加と適切な役割分担により、各種施策を総合的かつ計画的に推進していきます。とりわけ、国及び地方公共団体の施策の策定段階から実施にいたるまで、各主体が緊密に連携しながら参画していくようにします。さらに、地域における先進的な連携・取組の評価を行い、その情報発信をさらに強化していきます。

その際、各関係主体は、以下のような役割を果たしていくことが期待されており、国は、循環基本計画の策定やその点検、関連する法律の着実な施行など、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するほか、各種政策手法の適切な活用による各関係主体の行動の基盤づくりを実施し、また事業者・消費者の立場としても循環型社会の形成に向けた事業・消費活動をとっていきます。

また、「第1節 国民」から「第4節 地方公共団体」においては、各主体に期待される役割が記述されています（抜粋）。

（1）国民に期待される役割

消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。

（2）NGO・NPO、大学等に期待される役割

自ら循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組を行うことに加え、最新の情報収集や専門的な知識の発信などを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、循環型社会の形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

（3）事業者期待される役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な、「社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」を果たし、とりわけ、法令遵守（コンプライアンス）を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することが求められます。また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などを透明性を高めつつより一層推進することが期待されます。

（4）地方公共団体に期待される役割

地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、産業の垣根を越えた事業者間の協力も含め、各主体間のコーディネーターとして連携の場の提供など重要な役割を果たすことが期待されます。特に、都道府県は、広域的な観点から、市町村や関係主体の取組をリードしつつ、調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすことが求められ、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められます。

国の具体的な取組として、エコ・コミュニティ事業（平成19年度）、循環型社会地域支援事業（平成20年度）が実施され、関係主体が連携した地域からの先進的・モデル的な循環型社会づくりの動きが支援されています。

平成19年度エコ・コミュニティ事業について（概要）

事業名	事業主体	事業概要	要
地域のお祭りを若者がエコにします事業	環境N G O ezorock (北海道札幌市)	環境に関心のある青年層が中心となって、地域のお祭りを対象に、ごみ分別の呼びかけやリユース食器の導入等により環境負荷を低減。環境情報提供ブースを展開することで、地方公共団体が伝えきれない環境情報を詳細に提供。来場者への環境意識調査やイベント後のヒアリング調査を実施し、地域イベントにおける環境情報提供効果を検証。 お祭りという機会を最大限活用して、各家庭における分別意識の向上をはかり、環境負荷の低減を図る。	
首都圏近郊政令指定都市における720ml・900mlガラスびん統一リユースシステム構築モデル事業	(社)環境生活文化機構 (東京都港区)	川崎市内において、720ml・900mlのガラスびんのリユースシステム(充填・流通・販売・回収・洗浄・再使用)を導入し、特定地域内での回収・資源循環システムを構築。これにより、循環型社会形成及び廃棄物削減、エネルギーの節約を図る。併せて、回収効率の変化を調査するとともに、消費者からのアンケート調査や関係者へのヒアリング調査を実施し、その結果等を分析・評価することにより、他地域へのリユースシステムの導入につなげていく。	
ファストフード、コーヒーショップと自治体の自主協定によるリユースの推進事業	特定非営利活動法人 FoE Japan (東京都豊島区)	店内飲食においてリユースを実施及び推進する意志のある店舗が地方公共団体(武蔵野市)にリユース推進宣言を提出し協定を締結することで、地域における脱使い捨ての目標を共有し、事業者の意欲向上と地域市民のグリーン購入を啓発する。「グリーン・ファスト・マップ」を作成し、リユース推進宣言をした店舗を紹介する。また、実施状況モニタリングや利用者アンケート、店舗ヒアリング、市民と事業者の意見交換会を実施し、問題点、解決策を見だし、自主協定の手法を他地域でも応用できるようなしくみの確立を図っていく。	
食品工業残渣を活用した家畜飼料給与実証事業	(社)長野県農協地域開発機構 (長野県長野市)	食品残渣を活用した飼料づくりの事業化に向けて、共生発酵(複数の菌の共生による発酵)の技術の活用による飼料の生産及び給与実証、食味試験、飼料化に係わる経済性の分析、飼料法に基づく飼料登録、飼育環境の実施の他、基礎データの収集を図る。これにより、食品残渣を活用した飼料づくりの、事業化を目指す。	
未活用資源を用いた大山川浄化プロジェクト	(株)日立製作所(東京都千代田区)	愛知県小牧市の大山川の水質浄化を目指すため、飽和状態にある竹やセラミックなどの未活用資源を河川の浄化装置として再利用するとともに、事業運営組織「大山川浄化実行委員会」を設立し、住民等の継続的な参加を得る仕組みを整備する。	

平成20年度循環型社会地域支援事業について（概要）

事業名	事業主体	事業概要
地球に優しい「3R」の世界 その実践と啓蒙活動 壊さないで！考えれば使える！事業	風待ち研究会 (宮城県気仙沼市)	気仙沼市内にある地域的特性の強い、昭和初期に建築された古民家を調査・修理のうえ保存し、地域活動の拠点として利活用する。解体現場から収集した物品等を活用して建物内に展示し、市内の高校生と共に「3R」についての撮影会を開催するなど、3Rの啓蒙活動を行う。また、廃ボトルを活用したキャンドルケースを製作し、気仙沼湾周辺で点灯することで地域の町並みや景観の保存に資する。
横浜市における720ml・900mlガラスびんの統一リユースシステム構築モデル事業	社団法人環境生活文化機構 (東京都港区)	首都圏近郊の横浜市内において、720ml・900mlのガラスびんのリユースシステム(充填・流通・販売・回収・洗浄・再使用)を導入し、特定地域内での回収・資源循環システムを構築し、循環型社会形成及び廃棄物削減、エネルギー節約を図る。また回収効率の変化を調査するとともに、消費者からのアンケート調査や関係者へのヒアリング調査の結果等を分析・評価することにより、他地域におけるリユース容器普及を目指す。
「なごやリユースステーション」実証事業	名古屋大学大学院環境学研究科竹内研究室 (愛知県名古屋市)	名古屋市内にある既存のリサイクル拠点に、「なごやリユースステーション」を併設し、身近な日用品でリユース可能なものを回収し、地域住民に提供する。また、リユースステーション利用者へのアンケート調査の実施やホームページ等を用いた広報活動を通して、リユースの促進、市内のごみの減量化を図る。
食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業	おかえりやさいプロジェクト (愛知県名古屋市)	名古屋市内のスーパー、小学校等で排出される食品循環資源を堆肥化し、その堆肥を利用して野菜を生産する。栽培された野菜を「おかえりやさい」として認定し、販売・プロモーション活動を実施し、名古屋市の市場及び給食へ戻す。大都市圏における食品資源循環ループとビジネスモデルの構築を図る。また、ツアー見学を行うなど、モデル事業を環境学習プログラムの場として地域住民に提供する。
薪の利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業	能登半島おらっちゃんの里山里海 (石川県珠洲市)	現状では荒廃している里山を整備し、管理を促進する。里山管理によって生じる間伐材を、一般家庭において薪ストーブの燃料として利用する。さらに、薪の燃料利用によって排出される灰・煤を水産物加工、農業等に利用する。里山資源を地域内で循環・再利用するためのシステム作りを行い、未利用資源の利用促進を図ることを目的とする。
市民・企業・NP0の協働によるIT技術と計量器付きごみ収集車を活用した「家庭ごみ」減量に向けた活動システムの実証的開発事業	特定非営利活動法人こども環境活動支援協会 (兵庫県西宮市)	モデル地域において、住民が排出する家庭ごみ(生ごみやその他のプラスチック等の雑ごみ)を、計量器つきごみ収集車で収集、その量を計測し、インターネット等を活用して、排出ごみに関する情報を各家庭に提供する。また、事業を通じて、住民に家庭ごみに関する意識や行動の変化などについてアンケート調査を行う。ごみを排出する側の住民と収集する側の収集業者等の各主体が、参画・協働で家庭ごみの減量に取り組めるシステムを構築することで、個人のごみ減量への意識を高め、ごみの排出量の削減を達成する先行事例を創出する。

資源の地産地消 で地域コミュニティを再生しますプロジェクト事業	特定非営利活動法人 岡山環境カウンセラー協会 (岡山県倉敷市)	一般廃棄物の最終処分場が満杯に近づいており、ごみの減量化が求められている岡山県津山市において、学校とNPO・地域が協力してごみや雑草(ヨシ)を集積し、それらからペレットを製造し、学校・事業所の暖房や施設園芸(温室)の燃料として利用する。さらに焼却灰を、市民参加によって製作する生ごみ堆肥と混合し、良質な肥料に転用し、農園等で活用する。地域活力の維持のための有機農業の推進と地域に賦存するバイオマスの活用によるエネルギーの地産地消を推進するコミュニティ事業を構築する。
地産地消剪定くず等リサイクル有効活用事業	社団法人みやま市シルバー人材センター (福岡県みやま市)	シルバー事業活動の中で、発生した剪定屑等を焼却せず粉砕、すり潰すことにより基材として多様に活用し、地域に還元する。剪定屑等を土壌改良材化し、地方公共団体が推進している循環型農業に貢献する。また、基材として、ダンボールコンポスト堆肥作りに活用し、学校の給食残飯を用いた堆肥作りを通して人材センターの高齢者と児童との交流を図るなど、環境意識の高揚・市の活性化・街づくり・人の和の循環を目指す。

東アジア等における国際的な循環型社会の形成を推進する取組

第二次循環型社会形成推進基本計画の「第5章 国の取組 第3節 2 東アジア循環圏等国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献」において、下記のように課題として位置付けられました。

国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、我が国の提案により進められている3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、さらにアジア太平洋地域、全世界へと「循環型社会」の取組を広げる必要があります。このため、開発途上国における3R関連の施策・事業の支援や国際協調の強化に向けた我が国の取組を「新・ゴミゼロ国際化行動計画」として取りまとめて世界に発信するなど、アジアや世界で3Rを推進するための国際協力を充実します。

3Rイニシアティブ：廃棄物等の3Rを通じて国際的に循環型社会の構築を目指す取組

具体的には、我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術・経験を活かしつつ、以下の取組が推進されました。

(1) 我が国の制度・技術・経験の国際展開

- ・ベトナム、インドネシア等の国別3R関連施策や計画の策定支援。
- ・エコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力。
- ・各国のニーズ・状況に合わせた、ODA等を通じた我が国の3R技術・システムの提供や研修生の受け入れ。

(2) 東アジア全体などでの資源循環の実現

- ・中国、韓国等との二国間政策対話、アジア3R推進会議等多国間政策対話の推進。
- ・東アジア・南東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会を通じた医療廃棄物管理等に関する情報・優良事例の共有と今後の作業計画の検討。
- ・アジア各国のバーゼル条約担当者等を集めた有害廃棄物の不法輸出入防止に関するワークショップの開催
- ・アジア太平洋地域における電気・電子機器廃棄物の環境上適正な管理を支援するため、バーゼル条約事務局に対して拠出。

バーゼル条約：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」は、一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した条約。国連環境計画（UNEP）が1989年3月、スイスのバーゼルにおいて採択、1992年5月5日発効。日本は1992年、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）を制定し、1993年に加盟している。

(3) アジア3R 研究・情報ネットワークと共通ルールの構築

- ・国際機関や各国と連携し、3Rの情報拠点「3Rナレッジ・ハブ」を構築。
- ・アジア太平洋地域の廃棄物処理や3Rの専門家・研究者のネットワーク構築を推進。

(4) 国際的な資源生産性の向上に向けた我が国の貢献

- ・天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画（UNEP）が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の支援。
- ・物質フロー分析と資源生産性に関し、OECDにおける共同研究をリードし、OECD理事会勧告の採択に貢献。
- ・平成20年5月に神戸においてG8環境大臣会合を開催し、G8各国の率先的取組・途上国の能力開発に向けて連携すること、温暖化対策とのコベネフィットを追求すること等を具体的な行動として明記した「神戸3R行動計画」に合意。同計画はG8北海道洞爺湖サミットに於いてG8首脳間で支持された。
- ・日本としてアジア等における低炭素・循環型社会構築への行動を示した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を策定。

今後の展望

より環境負荷の低いライフスタイルへの変革につなげるための国民運動を展開し、情報発信することにより関係主体の積極的な取組と連携を促すことが必要です。特に、循環型社会地域支援事業などのモデル事業の成果等については、施策の企画立案に活かしていくこと、及びマイバッグ等の普及といった国民運動の成果、効果を明らかにしていくことが必要です。

資源採取の段階から廃棄・資源回収を行う部分までを含めた製品のライフサイクル全体で環境負荷を最小化する環境配慮型設計・生産活動を推進していくことが必要で

す。

我が国の3 R関連の制度・技術・経験の国際展開、東アジア低炭素・循環型社会政策検討に向けた取組、アジア3 R研究・情報ネットワークの構築、資源生産性の向上などG 8の3 Rイニシアティブの更なる発展等を通じて、東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた具体的な取組を進め、国際的な低炭素・循環型社会の構築に貢献していくことを期待します。

その際には、開発途上国における廃棄物処理の実態把握を進めることが必要です。

重点調査事項：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表

物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進することとされていることから、

a) 物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表に関する取組について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

施策の進捗状況や実態の適切な把握に向け、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進します。

主な取組状況等

物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表に関する取組

平成18年度から物質フローや資源生産性に関連する分野の専門家から構成される「物質フロー及び資源生産性に関する検討会」(座長：安井至 国際連合大学副学長(当時))が開催され、第二次循環型社会形成推進基本計画の物質フロー指標にその成果が盛り込まれました。

物質フロー指標は、第一次循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月14日閣議決定)の目標達成に向け全体的に良好に推移しており、第二次循環型社会形成推進基本計画においてはその目標水準を上げるとともに、さらにきめ細かに循環型社会形成への定量的な進捗を把握するため、補助指標及び推移をモニターする指標が導入されました。特に、低炭素社会への取組との連携に関する補助指標、天然資源の採取段階での環境負荷を試算するTMR(Total Material Requirement: 資源の採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物等として排出される「隠れたフロー」を含む関与物質総量)や産業分野別の資源生産性等の推移をモニターする指標を取り入れることで、多角的、総合的な進捗の把握が図られています。

循環型社会形成のための指標及び数値目標

- ◆ 物質フロー指標については、従来の目標を設定する指標に関して2015年の新目標を設定するとともに、低炭素社会への取組との連携に関する補助指標や推移をモニターする指標を新たに導入。
- ◆ 取組指標については、リデュースやリユースに関する指標、地方公共団体の取組に関する指標を拡充。

物質フロー指標

1 目標を設定する指標

- (1) 「入口」：資源生産性 約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
- (2) 「循環」：循環利用率 約14～15%
(平成12年度から約4～5割向上)
- (3) 「出口」：最終処分量 約23百トン
(平成12年度から約6割減少)

2 目標を設定する補助指標

- (1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性
- (2) 低炭素社会への取組との連携
廃棄物分野の排出削減対策による削減量
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び
廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の
温室効果ガス排出量(計測)

3 推移をモニターする指標

- (1) 化石系資源に関する資源生産性
- (2) バイオマス系資源投入率
- (3) 隠れたフロー・TMR(関与物質総量)
(推計例：金属系資源輸入量の約21倍)

取組指標

1 目標を設定する指標

- (1) 廃棄物等の減量化
 - ア 一般廃棄物の減量化
 - イ 産業廃棄物の減量化 約60%減(平成12年度比)

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量

- (2) 循環型社会に向けた意識・行動の変化
- (3) 循環型社会ビジネスの推進
 - ア グリーン購入の推進
 - イ 環境経営の推進
 - ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大
- (4) 個別リサイクル法等の着実な施行



2 推移をモニターする指標

- ・レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)
- ・中古品市場規模、リターナブルびんの使用率
- ・「リユースカップ」導入スタジアム数等
- ・ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村資源化等を行う施設数(リサイクルプラザ等)



など

第二次循環型社会形成推進基本計画の「第5章 国の取組 7 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成」において、下記のように課題として位置付けられました。

我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況、将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の利用・処分の環境影響等について、正確な情報を迅速に把握できるよう、速やかに統計情報の点検・整備を行います。その際、国全体での統計に加え、よりきめ細やかに実態が把握できるよう、地域・個別品目・物質単位でのフローの把握などに努めます。また、再使用、再生利用する循環資源の価値や用途など、従来の量に加え、質に着目した情報の把握手法を検討します。さらに、個別の循環資源ごとに再使用量や使用状況の実態把握に努めます。

得られた統計について、的確な分析を行うことで、最終処分場の残余年数の将来予測や廃棄物等の発生抑制方策の検討等に活用していくほか、循環資源の流れや環境負荷の分析により、最適な地域循環圏の規模の検討や低炭素社会、自然共生社会に向けた取組との統合に活かします。また、ITの活用も図りながら、これらの情報を関係者がより効率的に入手し、利用・交換できるようにネットワーク化を図ります。

さらに、関係主体の取組がより進展するよう、分かりやすく顔の見える情報提供を心がけることとし、とりわけ実際の行動を行う消費者の目線に立って、例えば排出段階での取組がどのような効果をあげているかなどの情報提供に努めます。

今後の展望

第二次循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれた補助指標等を中心に、廃棄物等の国内における定量情報の拡充を行い、種類や業種別に応じた発生量、循環利用量等の状況の把握や速報化を行うための手法の改善に向けた検討を進めること、及び国際的な循環資源の越境移動についても、実態を把握することが必要です。

平成20年度中に行う第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検については、産業界、地方公共団体、NPO、関係省庁等の各主体から現状、課題、政策提言をヒアリングするとともに、物質フロー指標、取組指標を中心に循環型社会形成に向けた取組の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、情報提供を行っていくこと、また、予算要求等における新規施策の企画立案にも役立てていくことが必要です。

3．化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）に基づくPRTR制度については、平成13年度の施行より6回にわたりPRTRデータの集計・公表等を政府が行っており、制度として着実に定着してきたと言えます。今後は、政省令を含む化管法の改正事項等を検討するとともに、PRTR制度の運用の改善に向けて必要な措置を講じていく必要があります。また、リスクコミュニケーションについては、政府等がその推進に必要な様々なツール及び場の提供や、人材の育成を行っており、引き続き、これらの取組を着実に実施することが求められています。

国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に基づく関連施策については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の見直しに向けた検討、Japanチャレンジプログラム^(注1)の実施、POPs条約^(注2)等国际条約への対応、各種国際会議への貢献等を通じて、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組んでいます。引き続き、WSSD2020年目標^(注3)の達成に向けて、国際協調に基づく環境リスクの評価や積極的な情報発信等、必要な措置を進める必要があります。

第三次環境基本計画においては、主要な化学物質の有害性・ばく露に関する必要な知見に基づいて科学的な手法で環境リスクが評価されていること、深刻な影響又は不可逆的な影響が懸念される問題について迅速なリスク評価が実施され、その結果が適切に対策に反映されていること、消費者、事業者、民間団体、行政等の様々な主体が、リスク低減のための行動を取っていること、事業者の技術開発インセンティブが高まっていること、我が国が化学物質の安全性確保のための国際的な取組に多大な貢献を行っていることを中長期的な目標としています。

PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等について排出量を合計したところ、平成18年度(2006年度)における大気への排出量は約27,900トンとなり、全体として減少する傾向にあります。また、同年度における公共用水域への排出量は約7,900トンであり、全体としてほぼ横ばいとなっています。

(参考)「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等	
	H15	H16	H17	H18		
PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量	【大気】 (t/年)	35,526	31,496	31,601	27,906	-
	【公共用水域】 (t/年)	8,241	8,065	7,855	7,885	-

重点調査事項：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、

- a) PRTR制度の運用状況と課題
- b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

環境リスク低減の基礎として、科学的な環境リスク評価を進めます。このため、我が国独自のデータを取得することを含め、化学物質の有害性に関するデータの収集、化学物質の製造量、用途、排出経路、廃棄方法等の基礎情報の整備、環境残留状況の把握等に取り組みます。これらの情報を製造事業者、ユーザー企業、消費者、廃棄物処理事業者等の関係者でできる限り共有します。

科学的なリスク評価、化学物質が国民生活に与える利益及び予防的取組方法の考え方を考慮した上で、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための取組を進めます。

重大な環境リスクが見逃されることのないよう、国内外の新たな知見ないし情報に常に注意を払いながら、多様な問題に応じた様々な対策手法を組み合わせた取組を推進します。

消費者、事業者、民間団体、行政等の様々な主体が、各々の活動を通じて環境リスクが低減した社会を協力しながら作り上げていくことが可能となるよう、環境リスクの現状やリスク管理の取組についての理解を関係者が共有し、信頼関係を高め、関係者が自ら環境リスクに関する判断をするための基盤を整備します。

主な取組状況等

PRTR制度の運用状況と課題

化管法は平成11年度に公布され、平成13年度より同法に基づくPRTR制度が施行されており、これまでに6回にわたり、事業者によるPRTRデータの届出と、国による届出結果の集計、届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計及び公表が行われました。また、事業者が、より適切に排出量を把握するために「PRTR排出量等算出マニュアル」及び「電子版PRTR排出量等算出システム」が

作成・公表されています。

平成20年2月22日には平成18年度のPRTRデータが公表されており、届出のあった排出量については、全国・全事業所・全物質の合計で約24万5千トンと、前年度（25万9千トン）と比較して減少しました。また、届出のあった移動量については合計で約22万5千トンと、前年度（22万9千トン）と比較して減少しました。さらに、国が推計した届出外の排出量も合計で約31万5千トンと、前年度（34万7千トン）と比較して減少しました。一方、届出事業所数は全国で40,980事業所と、前年度（40,795事業所）と比較して約200増加しています。PRTRデータの集計・公表を始めた平成13年度と比べると、届出排出量・移動量は52万9千トン（平成13年度）から47万1千トン（平成18年度）に減少しており、化管法の制定が事業者の自主管理を進展させ、対象化学物質による環境負荷を低減させるという意味で、一定の効果を生んでいると言えます。

化管法の施行7年後（平成19年3月）の見直しとして、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、平成19年2月から6回にわたり審議が行われ、PRTR制度、MSDS制度^{（注4）}及び事業者による化学物質の自主的な管理の改善の3項目について、それぞれ、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討が行われ、平成19年8月に中間とりまとめが公表されました。

なお、PRTR制度のうち、化管法対象物質の見直しについては、中間とりまとめを踏まえ、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会の合同会合において、平成19年10月から4回にわたり審議が行われ、平成20年6月に報告がとりまとめられました。その後、この報告に基づき、これら3つの審議会において答申がなされました。

今後、中間とりまとめ等を踏まえ、政省令を含む化管法の改正事項等を検討するとともに、PRTR制度の運用の改善に向けて必要な措置を講じていく必要があります。

リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況

< 1 . 自主的取組 >

自主的に環境・安全・健康を確保し、社会とのコミュニケーションを行うことで、社会からの信頼性向上を目指す活動であるレスポンシブル・ケアを推進するために、化学物質を扱う企業を会員とする日本レスポンシブル・ケア協議会が設立されており、中期計画の作成等を通じて、レスポンシブル・ケアの取組が進められています。

< 2 . リスクコミュニケーションに必要な情報の提供のための指針・ツールの作成等 >

当該情報の提供のための指針・ツールとしては、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔に示した「化学物質ファクトシート」、当該情報を子どもにも理解できるように示した「かんたん化学物質ガイド」、化学物質のリスク評価のためのガイドブック等の分かりやすい資料の作成及び事業所等から大気へ排出される化学物質の発生源近傍の濃度予測モデル、e-ラーニング等の開発が行われています。これらの指針・ツールや、農薬等個別化学物質の情報については、関係各省のホームページで公表されています。

< 3 . 化学物質の有害性に関するデータベースの構築 >

J - CHECK^(注5) 等で、化学物質に関する安全性情報が発信されています。

< 4 . 人材の育成 >

身近な化学物質に関する疑問に対してアドバイス等を行う「化学物質アドバイザー」の定期的な研修、様々な場への派遣等が実施されています。

< 5 . リスクコミュニケーションの場の提供 >

リスクコミュニケーションの場として、行政、産業、国民の代表による対話の場である「化学物質と環境円卓会議」が関係各省協働により開催されているほか、PRTR制度、MSDS制度、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報等に関するセミナー（平成19年度は全国7カ所）及び農薬の登録制度の仕組み等を国民に対して紹介するための意見交換会（103回開催）が開催されています。また、農薬登録制度の見直しの段階で消費者や生産者の意見を聞くことを主旨とした「農薬登録制度に関する懇談会」が開催されました。更に、化学物質の安全性等に係る研究の成果を一般に対して紹介するためのシンポジウムも開催されています。

その他

環境中における化学物質の存在状況等を把握するため、化学物質環境実態調査等の各種モニタリングが実施されているところです。

今後の展望

PRTR制度の運用状況と課題

< 1 . 制度改正 >

中央環境審議会等3審議会の合同会合における化管法対象物質の見直しに係る報告を踏まえ、速やかに化管法関係政省令を改正することが必要です。

個別事業所ごとのPRTRデータについて、現在の開示請求方式をインターネット地図等を活用した公表方式に変更するため、化管法改正等を検討すること等が必要で

す。PRTR制度の対象業種について、医療業全体を対象業種に追加することについて、化学物質の使用実態の調査結果等を踏まえて検討するとともに、その他の業種についても引き続き検討することが必要です。

下水及び廃棄物として化学物質が移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても把握するため、PRTR制度における届出事項に移動先の下水道終末処理施設名等を加えること等についての検討が必要です。

< 2 . 運用の改善 >

「PRTR排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応すると共に、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、必要なガイダンスの追加等を行うことが必要です。

届出外排出量について、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの排出量の推計方法を検討することが必要です。

一部に未届出事業者等が存在することから、引き続きPRTR制度の周知・啓発に努めるとともに、PRTR目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行うことが必要です。

リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況

< 1 . 自主的取組 >

レスポンシブル・ケアに関する中期計画に盛り込まれた施策を着実に推進することが必要です。

< 2 . リスクコミュニケーションに必要な情報の提供のための指針・ツールの作成等 >

リスクコミュニケーションの目的を明確にしながら、当該情報の提供のための指針・ツールとして活用されている冊子等の作成・公表、化学物質の安全性情報やリスク評価等の情報の収集と公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備、下水道分野における水質リスクへの対応等個別分野における取組を、引き続き実施していくことが必要です。

< 3 . 化学物質の有害性に関するデータベースの構築 >

今後も、J-CHECK等のデータベースの拡充や改良に努めることが必要です。

< 4 . 人材の育成 >

化学物質アドバイザーの派遣については、今後も、実績を拡大することが必要です。

< 5 . リスクコミュニケーションの場の提供 >

リスクコミュニケーションに関する会議、懇談会、シンポジウム等より、多くの国民に参加する機会を提供することが必要です。また、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例を調査し、積極的に取り組んでいる事例を紹介する場を設置することが必要です。

その他

化学物質の環境リスク低減に関連する現行法について、各法律間の相互関係を踏まえつつ、化学物質に係る情報の有効活用と相互連携を図っていくことが必要です。

人の健康及び生態系への影響が懸念される化学物質を含むC C A 処理木材^(注6)が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理について検討することが必要です。

重点調査事項：国際的な観点に立った化学物質管理の取組

化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められます。各国は、2006年2月に国際化学物質管理会議において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に基づき、関係施策を進めることとされており、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、

- a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿った化学物質管理の取組
- b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組
- c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組

について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。

先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。

化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。

主な取組状況等

SAICMに沿った化学物質管理の取組

SAICMのリスク評価・管理、予防的取組方法等の考え方に沿って、化審法、化管法等、関係法令に基づく規制・管理の強化が進められています。特に、化審法については、平成21年に見直し年次を迎えることから、WSSD2020年目標の達成に向けた化学物質規制・管理制度の在り方について、現在、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会において検討が進められています。また、化管法についても、既述のとおり、平成19年2月から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討が行われ、平成19年8月に中間とりまとめが公表されました。

化審法制定以前から製造・輸入されていた既存化学物質については、順次、国によ

る安全性点検を進めており、必要に応じて規制対象物質を指定する一方、Japanチャレンジプログラムによる官民連携の情報収集を進めています。また、既存化学物質の安全性情報については、J-CHECKを通じた情報発信等が行われています。

POPs条約等各種条約に基づく国内措置（POPs条約に係る国内実施計画等に基づくダイオキシン類の総排出量の削減等）についても適切に進められています。

個別課題への取組として、小児など化学物質のばく露に対して脆弱な集団に着目した疫学調査研究、船舶からの化学物質による海洋汚染防止の観点から、マルポール条約に対応した、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく有害液体物質の排出の管理、海洋における有機スズ化合物等の有害化学物質のモニタリングの実施、河川におけるダイオキシン類等の水質・底質モニタリングとしゅんせつ等対策の実施、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬登録制度、農薬登録保留基準等の制度の適切な運用等が進められています。また、化学物質の環境リスク低減に資するため、廃棄物・バイオマス再資源化に関するプロセス技術開発等が進められています。

総合科学技術会議基本政策専門調査会環境プロジェクトチームにおいては、「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」が、戦略重点課題の1つとして位置づけられ、SAICMIに沿った施策を含めた各省の化学物質関連施策についてのフォローアップが行われています。また、平成19年度より、連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」が実施され、各省の化学物質連携施策の連携強化等が図られています。

国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組 < POPs条約等国際条約に関連した国際協調 >

2009年のPOPs条約第4回締約国会合（COP4）における第1回条約有効性評価に向けて設置された調整グループ及び地域組織グループに我が国からも委員が参画し、我が国におけるモニタリングデータの提供や報告書の執筆が積極的に行われています。

平成19年度に、「非意図的生成POPsに係るBAT^(注7)及びBEP^(注7)検討会」が開催され、POPs条約第3回締約国会合（COP3）で採択されたBAT/BEPガイドライン、今後の国際発信等に関する検討が行われるとともに、アジアの海外現地調査、国連環境計画（UNEP）の排出量ツールキット検討会合への専門家の派遣が行われました。

< OECDの化学品プログラムへの協力 >

工業用製品や農薬等の各種化学物質の環境リスク評価、テストガイドラインの作成等については、OECDにおけるばく露評価や生態毒性試験等の会合への専門家の派遣、高生産量化学物質の点検への貢献、規制当局に提出するデータ作成のためのガイドラインの国際調和の促進、データ作成に当たっての運用及び評価方法に関するガイダンスについての検討等、OECD化学品プログラムの活動に資する取組が進められています。

< その他の国際的観点からの化学物質対策 >

その他の国際的環境リスク低減の取組への貢献として、国際的な動向を踏まえた初期評価の実施、国による既存化学物質安全性点検、Japanチャレンジプログラムの実施等が取り組まれています。

GHS^(注8)については、環境有害性についての化学物質の分類等に取り組みられるとともに、諸外国における対応状況の調査等、国際的な調和に取り組まれています。

我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組

< 我が国の積極的な情報発信等 >

我が国は、SAICMに関するアジア太平洋地域の各国間の調整等を行うフォーカルポイントとして、平成19年5月にバンコクにおいてSAICMアジア太平洋地域会合を開催するなど、アジア太平洋地域におけるSAICM推進の中心的な役割を果たしています。また、平成21年に予定されている国際化学物質管理会議（第2回）の内容についての検討にも、アジア太平洋地域代表として積極的に参加・貢献しています。

我が国が、UNEP水銀に関するアドホック公開作業グループに副議長として参加するなど、我が国は、積極的に国際的な水銀対策の枠組み作りの議論に貢献しています。また、こうした国際的動向を踏まえ、平成18年度より有害金属対策基礎調査検討会を、また、平成19年度より国際的な観点からの有害金属対策関係省庁連絡会議を設置し、我が国としての国際的な水銀対策への対応の検討を行っています。

我が国は、「東アジアPOPsモニタリングワークショップ」を開催し、各国のPOPsモニタリングを促進するとともに、直接、東アジア小地域でPOPsモニタリング調査を行うなど、アジア太平洋地域における条約有効性評価に係る取組を主導しています。

< 国際共同作業等 >

各国政府関係者、学識経験者、事業者等の参加を得て、日中韓化学物質政策ダイアログ等を通じた三カ国間の化学物質政策の情報交換及び連携・協力についての検討が進められています。

我が国は、POPs条約、PIC条約^(注9)及びバーゼル条約の3条約の協力・調整に関するアドホックジョイントワーキンググループ等、個別課題に対応した国際条約の運用に関する交渉等に積極的に参加しています。

< 途上国への技術支援等 >

近年、製品含有化学物質情報に関する関心が高まってきていること、製品含有化学物質の情報伝達のためには、ビジネスパートナー国との連携が必要であることから、我が国国内において展開されている製品含有化学物質に関する情報システムをアセアン地域内においても展開していくことが検討されています。

農薬のリスク低減に関する技術支援については、JICAからの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援する観点から、専門家の派遣等が行われています。

今後の展望

< SAICMに沿った化学物質管理の取組 >

WSSD2020年目標の達成のため、化学物質のリスク評価体系の構築等、化審法及び化管法の見直しについて検討し、必要な措置を進めることが必要です。

SAICMの推進に関し、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすことが必要です。

Japanチャレンジプログラムについては、収集情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及びOECD/HPVプログラム^(注11)への貢献を進めることが必要です。

今後も、小児など化学物質のばく露に対して脆弱な集団に着目した疫学調査研究等各個別課題への取組を進める必要があります。また、化学物質の環境リスク低減に資するための調査研究を進め、その成果の公表及び普及を進めることが必要です。

< 国際協調に基づく環境リスクの評価等 >

POPs条約については、第1回条約有効性評価に向けた報告書の作成及び各国との調整等や、非意図的に生成されるPOPs対象物質に関するBAT/BEPガイドラインも参考にした国際的に連携した排出削減に向けて、国際協力を推進することが必要です。

地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術を活かしたBAT/BEPガイドラインの策定等国際的な対策検討に貢献することを期待します。

環境リスク評価に関しては、引き続き、OECD等の国際的な動向を踏まえ関係する取組への協力及び貢献を進めることが必要です。

日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開催し、三カ国間の情報交換を進めるとともに個別分野における具体的な作業を進めることが必要です。

< 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等 >

我が国の製品含有化学物質に関する情報共有システムを、特に我が国との貿易量の多いアセアン地域においても展開し、我が国のシステムを共通基準とすることを検討することが必要です。

農業分野等における化学物質管理についても、専門家の派遣、我が国の化学物質管理政策を踏まえた適切なアドバイスの検討等を行うことが必要です。

< その他 >

有害廃棄物等の不適正な輸出入を防止しつつ、我が国の優れた技術を活かし、途上国における適正処理困難物の受入れ等、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図ることが必要です。

- (注1) Japanチャレンジプログラム ... 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム。産業界と国が連携して、化審法制定以前から製造・輸入されていた既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信する政策プログラム。
- (注2) POPs条約 ... 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。日本など条約を締結している加盟国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の法令で規制することになっている。対象物質については、POPsの検討委員会(POPRC)において議論されたのち、締約国会議(COP)において決定される。
- (注3) WSSD2020年目標 ... 2002年の持続可能な開発に関する世界サミットで合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を生産・使用する」という目標。
- (注4) MSDS制度 ... 化管法に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS: Material Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度
- (注5) J-CHECK ... 化審法データベース。厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化審法に関する化学物質の安全性情報を広く国民に発信するために作成し、インターネット上で公開している。
- (注6) CCA処理木材 ... 防腐、防蟻等のため、クロム・銅・砒素化合物系木材防腐剤(CCA薬剤)を注入処理等した木材
- (注7) BAT及びBEP ... BAT(Best Available Techniques)は「利用可能な最良の技術」、BEP(Best Environmental Practices)は「環境のための最良の慣行」を意味する。
- (注8) GHS ... GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」、即ち、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目で分かるよう、ラベル表示したり、安全データシートを提供したりするシステム。2003年に国連によって採択された。
- (注9) PIC条約 ... PIC(Prior Informed Consent)条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約)は、先進国で使用が禁止又は厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手續(Prior Informed Consent、PIC)等を規定したもので、2004年2月に発効している。
- (注10) OECD/HPVプログラム ... 経済協力開発機構(OECD)を中心に、国際的な協力によって高生産量(HPV)化学物質の安全性情報を収集する取組が開始されており、OECD/HPVプログラムは、HPV化学物質(OECD加盟国の少なくとも1ヶ国で年間1000トン以上生産されている化学物質)について安全性情報を収集し、有害性のおそれに係る初期評価を行うプログラムである。

4 . 生物多様性の保全のための取組

地球上に生物が誕生してからおよそ40億年が経ちます。その間、生物は環境に適応しつつ進化し、種を分化させ、豊かな生物多様性が形づくられてきました。しかし、国連の主張によりとりまとめられたミレニアム生態系評価によれば、過去50年間に、急速かつ大規模な生態系の改変により、地球上の生物多様性の大幅な喪失が引き起こされました。また、急激に進行しつつある生物の種の絶滅に着目すると、現代は人為的に引き起こされた「大絶滅期」であるともいえます。

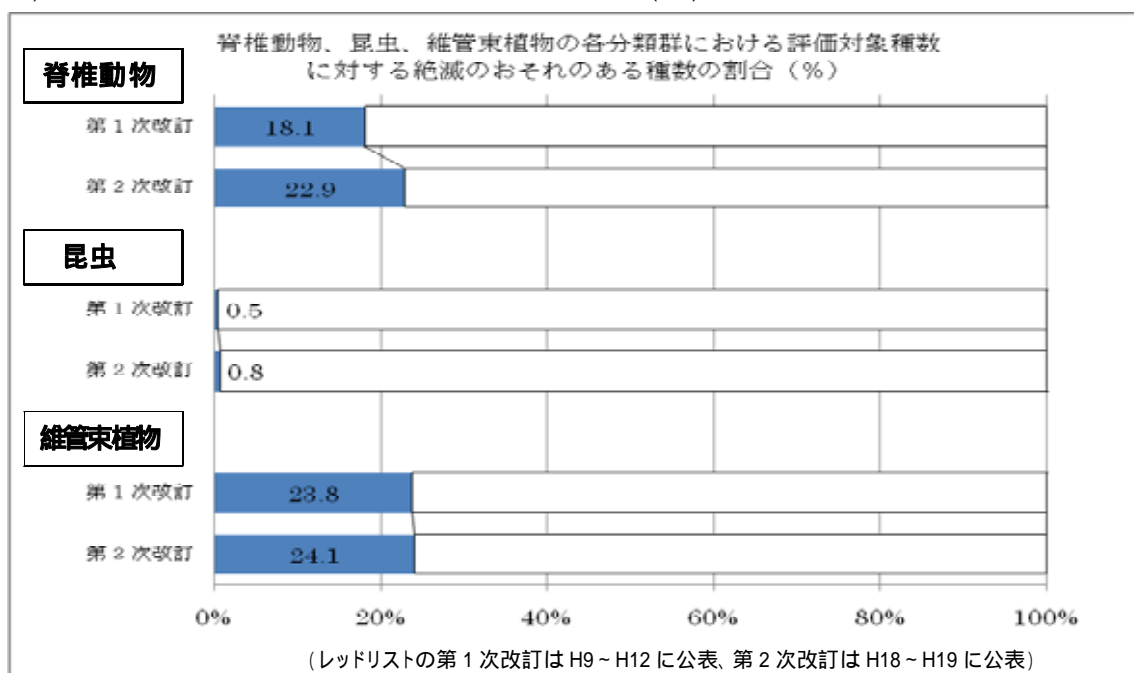
また、我が国においては、第1の危機（人間活動による生息・生育環境の悪化や種の絶滅のおそれ）、第2の危機（人為の働きかけの減少に伴う里地里山生態系への影響）、第3の危機（外来生物や化学物質による生態系の攪乱）といった生物多様性保全上の3つの危機に加え、地球温暖化による危機が引き起こされています。

生物多様性の保全のためには生物多様性の意義・価値に対する理解を進めること、生物多様性の状態を把握するための基礎的な知見を充実させること、生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組を推進することが必要です。

第三次環境基本計画においては、地域に固有の動植物や生態系を、それぞれの地域の特性に応じて保全するとともに、それらを通じて国土レベルにおける生物多様性を維持・回復すること、新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、現に絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復を図ること、国土や自然資源は、生物多様性の保全と両立する方法で持続的に利用することを中長期的な目標としています。

平成18年～19年のレッドリストの改訂（第2次改訂）により、絶滅のおそれのある脊椎動物の種数の割合は、脊椎動物における評価対象種数の22.9%となり、前回のレッドリスト（平成9年～12年公表）に比べ、4.8%増加しました。

（参考）「生物多様性の保全のための取組」分野に関する指標（抄）



重点調査事項：生物多様性の保全・再生の強化のための取組

生態系の保全の強化及び再生並びに生態系ネットワークの形成を推進する観点から、

- a) 生態系の保全・再生の推進
 - b) 絶滅のおそれのある種の保存、外来生物による在来生物等への影響への対応
 - c) 自然環境データの充実等に係る措置
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

生態系の保全の強化を進めるとともに、過去に損なわれた自然を再生するための取組を一層推進し、国土レベル、地域レベルでの生態系ネットワークの形成を推進します。

絶滅のおそれのある種の個体数の回復や、生息地の保全等を通じて、種の絶滅を回避するとともに、外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するための実効ある対策を着実に推進します。

自然環境データを飛躍的に充実させ、科学的かつ客観的なデータを踏まえた生物多様性保全・回復のための施策の立脚点とするとともに、生物多様性の状況について一般の理解を深めます。

主な取組状況等

生態系の保全・再生の推進

（全般的な取組）

新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）が策定後5年経過したことや、国内外の状況の変化を受け、同戦略の見直しが行われ、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。また、平成20年6月には、議員立法によって「生物多様性基本法」が制定され、施行されました。

（個別的な取組）

自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、名勝・天然記念物、文化的景観、保護林、保安林、緑地保全地域などの指定、管理を通じ、生態系ネットワークの中核とな

る保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域の保全が進められました。

国立公園については、専門家からなる検討会が開催され、平成19年3月に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」がとりまとめられました。これを受け、国立・国定公園総点検事業として、全国の国立・国定公園について、風景、生物多様性や公園利用等の観点から再評価が開始されるとともに、多様な主体の参画による国立公園の管理運営が推進されました。

保護林については、適切に保全・管理していくため、5年間で全保護林を一巡するモニタリング調査が平成19年度から開始されました。

海洋基本法（平成19年法律第33号）の制定を受けて、平成20年度より、海洋生物多様性に関する情報整備や海洋生物多様性保全戦略の検討が開始されました。

平成20年は、平成17年7月から2年間、我が国がパラオ共和国と共同で事務局を運営していた「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」によって「国際サンゴ礁年」と定められており、日本国内でも、多様な主体が連携したサンゴ礁保全活動の推進や、普及啓発活動が実施されています。

自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）に基づく自然再生協議会が各地で設立され、各地域の自然再生全体構想、実施計画の検討が行われました（自然再生協議会の数：H18.3現在18件 H20.6現在19件、うち全体構想策定：H18.3現在11協議会 H20.6現在17協議会、実施計画策定：H18.3現在3協議会（5計画） H20.6現在9協議会（15計画））。また、自然公園、河川、農地、港湾などにおいて、自然再生事業が実施されました。

平成20年に、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する「生物多様性保全推進支援事業」が創設され、地域住民、NPO・NGO、組合、事業者、地方公共団体等で構成される「地域生物多様性協議会」により、野生動植物保護管理対策、外来生物防除対策、重要生物多様性地域保全再生が進められています。

絶滅のおそれのある種の保存、外来生物による在来生物等への影響への対応

絶滅のおそれのある種の保存に関しては、平成18年8月にアカガシラカラスバトの保護増殖事業計画が策定され、国内希少野生動植物種73種のうち38種について、生息環境の整備や飼育下繁殖などの保護増殖事業が進められています。また、平成18年7月に善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区が指定されました。

平成19年8月までにレッドリストが更新されました。その結果、絶滅のおそれのある種としてレッドリストに掲載された種数は、全10分類群で2694種（更新前）から3155種（更新後）となりました。これは、評価対象種の増加や情報の蓄積が進んでよりの確な評価が可能となった種が増えたことが大きな原因です。個々の種を見ると、アサザ、サクラソウなど、保全の努力により生育状況が改善された種もありましたが、全般的には、生息環境の悪化や外来種の影響等により、我が国の野生生物の置かれた状況は依然として厳しいものと考えられています。

平成18年6月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）が改正され、平成19年4月より施行されました。これにより、鳥獣保護区に

おける保全事業制度が創設されました。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）に基づき、平成18年4月以降、新たに16種類の特定外来生物が指定されました。特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡等が原則禁止されるとともに、ジャワマングース、オオクチバス、アライグマ等の防除事業、防除モデル事業が実施されました。

平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）が改正され、平成18年6月より施行されました、これにより、特定動物（危険動物）の管理の徹底の強化が図られました。

自然環境データの充実等に係る措置

自然環境保全基礎調査、河川水辺の国勢調査などにより、自然環境データの収集が図られました。自然環境保全基礎調査については、環境基本計画が策定された平成18年4月以降、浅海域調査（干潟調査）がとりまとめられました。また、植生図について、5万分の1図から2万5千分の1図への更新が進められました（H18.3月現在32% H20.3月現在39%）。

個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）」の調査サイトの設定が推進され、平成18年3月現在618サイトだった調査サイト数は平成20年3月で1000サイトを達成しました。

生物多様性に関する情報を総合的に収集・管理・提供する生物多様性情報システム（J-IBIS）では、自然環境保全基礎調査の成果などの電子化・提供が進められました（成果提供状況：H18.3現在960件 H20.3現在1045件）。また、平成19年5月から自然環境情報GIS第2版のインターネットによる提供が本格的に開始されました。

平成20年度には、身近な自然や生きものに起きている地球温暖化による影響に関する、市民参加の調査「いきものみつけ」が開始されました。

今後の展望

生物多様性基本法及び第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）を踏まえた生物多様性の保全・再生の強化のための取組の推進に当たっては、以下の点に留意することが必要です。

・第三次生物多様性国家戦略では、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、4つの基本戦略を提示しており、この1つとして「森・里・川・海のつながりを確保する」が位置づけられ、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしています。なお、平成20年7月4日に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、健全な生態系の維持・

形成を図る取組として、「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた保全・再生」が位置づけられており、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることとする同戦略と国土の利用、整備及び保全を推進することとする同計画の位置付けや役割を考慮しつつ、関係省庁の役割を踏まえながら相互に連携し、推進すること。さらに、二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全など、地球規模の視野を持って行動すること。

- ・自然再生推進法が施行後5年を経過した場合の検討結果等を踏まえ、地域の自然再生の取組の推進、生態系の保全・再生の重要性の強調と全国的視点の強化などの観点から、自然再生基本方針の見直し作業を行うこと。

- ・絶滅のおそれのある種の保存や外来生物対策等については、基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、トキの野生復帰の取組や島嶼部等における外来種の国内移動や非意図的に導入される生物への対応検討を含む外来種対策の推進等により、多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを進めるとともに、野生鳥獣と共存する地域づくりを進めること。

- ・自然環境データの充実に関しては、基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」において、我が国の生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどを実施すること。

- ・生物多様性基本法では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されたことから、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化すること。

平成20年5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年）の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮することが必要です。この一環として、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する国際協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築等において、国際的な貢献が行われることを期待します。

特に、アジア太平洋地域の生物多様性のインベントリー整備や国際連携による地球規模モニタリング体制の構築による、生態系総合監視システムを強化することが必要です。

重点調査事項：生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組

生態系の保全の強化及び再生並びに生態系ネットワークの形成を推進する観点から、
a) 地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とその体制づくり
について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性の保全に当たっては、広域的なスケールでの対応、異なる行政分野にまたがる対応等、地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とそのための体制づくりが必要です。

主な取組状況等

地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とその体制づくり

（全般的な取組）

新・生物多様性国家戦略が策定後5年経過したことや、国内外の状況の変化を受け、同戦略の見直しが行われ、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。また、平成20年6月には、議員立法によって「生物多様性基本法」が制定され、施行されました（再掲）。

（個別的な取組）

自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、名勝・天然記念物、文化的景観、保護林、保安林、緑地保全地域などの指定、管理を通じ、生態系ネットワークの中核となる保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域の保全が進められました（再掲）。

海洋基本法制定を受けて、平成20年度より、海洋生物多様性に関する情報整備や海洋生物多様性保全戦略の検討が開始されました（再掲）。

平成20年は、平成17年7月から2年間、我が国がパラオ共和国と共同で事務局を運営していた「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」によって「国際サンゴ礁年」と定められており、日本国内でも、多様な主体が連携したサンゴ礁保全活動の推進や、普及啓発活動が実施されています（再掲）。

今後の展望

生物多様性基本法及び第三次生物多様性国家戦略を踏まえた生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組の推進に当たっては、以下の点に留意することが必要です。

・第三次生物多様性国家戦略の基本戦略「森・里・川・海のつながりを確保する」において、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしています。なお、平成20年7月4日に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、健全な生態系の維持・形成を図る取組として、「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた保全・再生」が位置づけられており、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることとする同戦略と国土の利用、整備及び保全を推進することとする同計画の位置付けや役割を考慮しつつ、関係省庁の役割を踏まえながら相互に連携し、推進すること。さらに、二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全など、地球規模の視野を持って行動すること。（再掲）

・生物多様性基本法では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されたことから、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化すること。（再掲）

・第三次生物多様性国家戦略では、「基本的視点」として「統合的な考え方と長期的な観点」を位置づけるとともに、100年先を見通した国土の生物多様性のグランドデザインを提示し、人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係を再構築する「100年計画」として国土全体の自然の質を着実に向上させることとしています。「100年計画」については、100年後の人口等を踏まえ、国土のグランドデザインをより具体的に検討するとともに、中長期的なビジョンを検討すること。

平成20年5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年）の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮することが必要です。この一環として、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する国際協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築などにおいて、国際的な貢献が行われることを期待します。

特に、アジア太平洋地域の生物多様性のインベントリー整備や国際連携による地球規模モニタリング体制の構築による、生態系総合監視システムを強化することが必要です。（再掲）

重点調査事項：生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組

生物多様性条約で決議された「エコシステムアプローチの原則」を踏まえた取組、窒素循環等物質収支の観点も含めた国際的な視野に立った取組、一次産業に伴う活動が生物多様性を保全している側面がある一方で、負の影響を与える可能性もあること等の観点から、
a) 生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組
について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。

窒素循環等物質収支の観点も含め、国際的な視野に立って自然環境や資源の持続的な利用の実現に努力する必要があります。

一次産業に伴う活動が生物多様性を保全している面もある一方で、負の影響を与える可能性もあることを認識し、生物多様性保全に資する活動や人々の生活とのかかわりの中で、生物多様性の維持と自然資源の持続的な利用を図ります。

主な取組状況等

生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組

(全般的な取組)

新・生物多様性国家戦略が策定後5年経過したことや、国内外の状況の変化を受け、同戦略の見直しが行われ、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。また、平成20年6月には、議員立法によって「生物多様性基本法」が制定され、施行されました(再掲)。

(個別的な取組)

平成19年6月に、自然環境の保全に配慮しながら地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めたエコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)が成立し、平成20年4月に施行されました。平成20年6月には同法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が閣議決定されました。

平成18年度より、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法

律第100号)に基づき、木材に係る政府調達の対象を「森林関係法令上合法的に伐採された木材」または「持続可能な経営を認証された森林から生産された木材」とする措置が開始されました。

平成19年7月に、「農林水産省生物多様性戦略」が策定され、これに基づく生物多様性保全をより重視した農林水産施策の総合的な推進が開始されました。

平成20年度より、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に着手されました。

今後の展望

生物多様性基本法及び第三次生物多様性国家戦略を踏まえた生物・生態系サービスの持続的な利用のための取組の推進に当たっては、以下の点に留意することが必要です。

- ・第三次生物多様性国家戦略の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、生物多様性の保全に貢献する農林水産業を推進することとしています。未来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定するなど、里地里山の保全再生を図っていくこと。
- ・基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」においては、食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを踏まえ、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」の推進や生物多様性企業活動ガイドラインの作成、環境に配慮した民間の認証制度等の積極的な活用等を通じ、市民や企業の参画を促進すること。そのためには、まず生態系サービスの概念について、国民が正しく理解できるように普及・啓発を推進すること。
- ・生物多様性基本法では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されたことから、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化すること。(再掲)

平成20年5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年)の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮することが必要です。この一環として、自然との共生モデル「SATOYAMAイニシアティブ」の提案・発信等の取組を進める際には、地域における人と自然との関係についての我が国の現状及び世界における事例を十分に踏まえることが必要です。

5 . 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

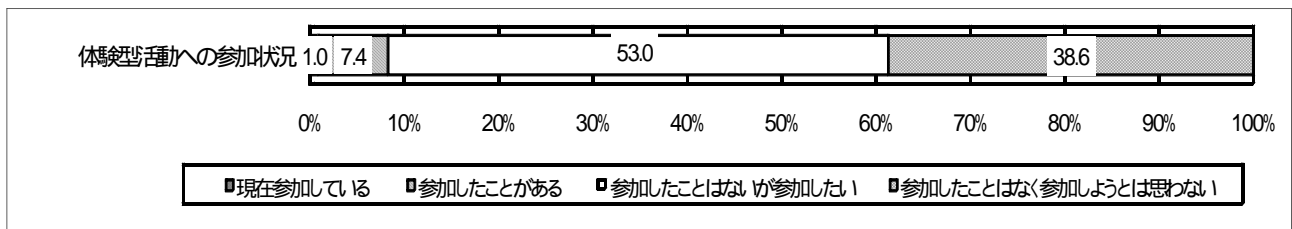
持続可能な社会の実現を図る上では、国民の環境問題に対する知識や関心が、広く国民の間での積極的な行動に結びつき、国民の日常的な行動が、環境負荷の少ない持続可能なものとなるとともに、地域において環境保全に取り組む多様な主体の働きが強まり、持続可能な地域づくりが進むことが求められます。

第三次環境基本計画においては、持続可能で、豊かな、かつ多様性を持った地域の集積として、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指し、そのための基盤として、国民一人一人が環境や持続可能な社会づくりに関して学び、体験することにより、自らの問題として環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動するようになることを目指すと共に、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげること、すなわち「地域環境力」を持つことにより、地域の特色を活かした、独自性を持った豊かな地域を創っていくことが中長期的な目標として掲げられています。

過去1年間に体験型の環境教育・環境学習活動に参加した国民の割合は1割未満ですが、参加希望者を含めると6割を超えています。

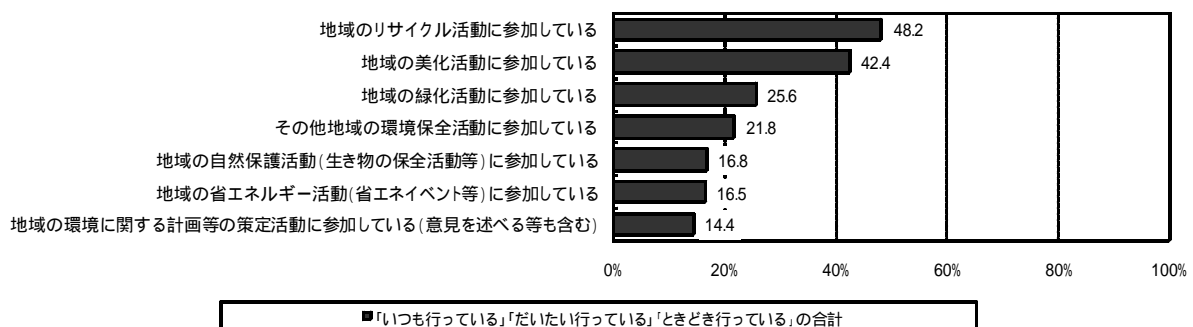
地域における環境保全のための取組に参加した国民の割合については、概ね15%～50%程度となっており、取組の内容によりばらつきがあります。

(参考)過去1年間の体験型の環境教育・環境学習活動への参加率等



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

(参考)環境保全行動の実施状況



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

重点調査事項：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組

一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のために人づくりを推進する観点から、

- a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性
 - b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性
 - c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

家庭、学校、職場、社会活動の場などあらゆる場面において、すべての国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供することが重要です。

環境教育を中心になって行う指導者を育成することから、環境に関する理論や理念を十分に理解し、実際の生活や社会に結び付けながら教える能力を持つ指導者が必要です。

多様な主体がパートナーシップやネットワークを構築して活動する必要があり、それぞれの役割と責任を明確にしながら信頼関係を構築しつつ活動することが重要です。

主な取組状況等

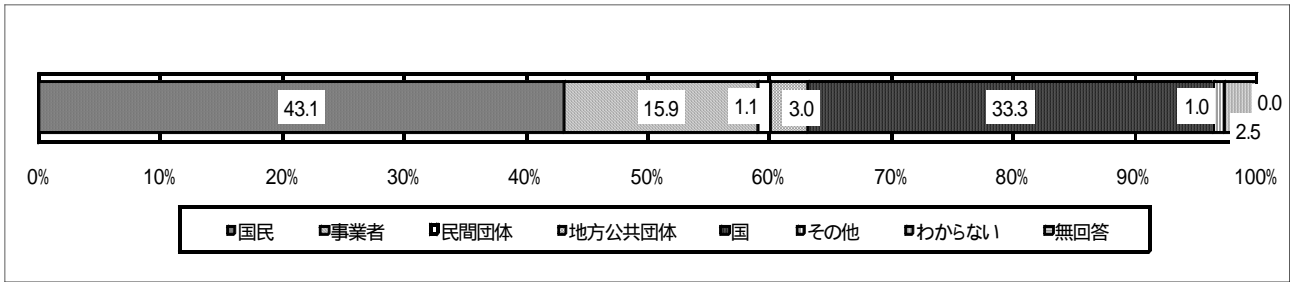
「環境にやさしいライフスタイル実態調査」結果から読み取れる国民の状況

環境保全に重要な役割を担うものとして「国民」を掲げた者の割合は、約4割と最も高く、また、ほぼすべての国民が、「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めるべきである」及び「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と考えており、国民の行動が環境に与える影響等については、強く認識されています。

加えて、ほぼすべての国民が、「環境教育や環境学習が大切である」及び「個人の環境意識を高めることが必要である」と考えており、環境教育・環境学習の重要性も認識されています。

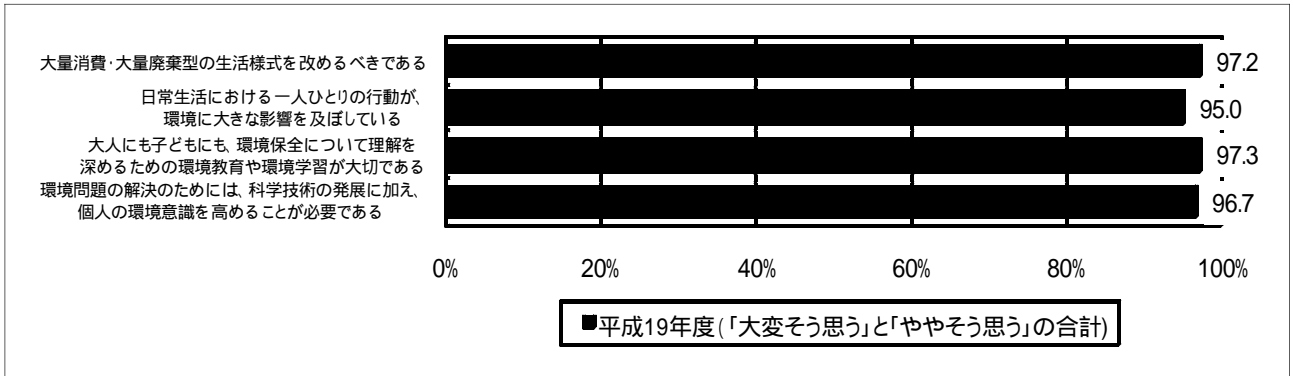
主な取組状況等については、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」結果から読み取れる国民及び地方公共団体の状況並びに関係各省が行っている上記a)～c)の調査項目に掲げた取組の概要を記述しました。

(参考)環境の保全に重要な役割を担うもの



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

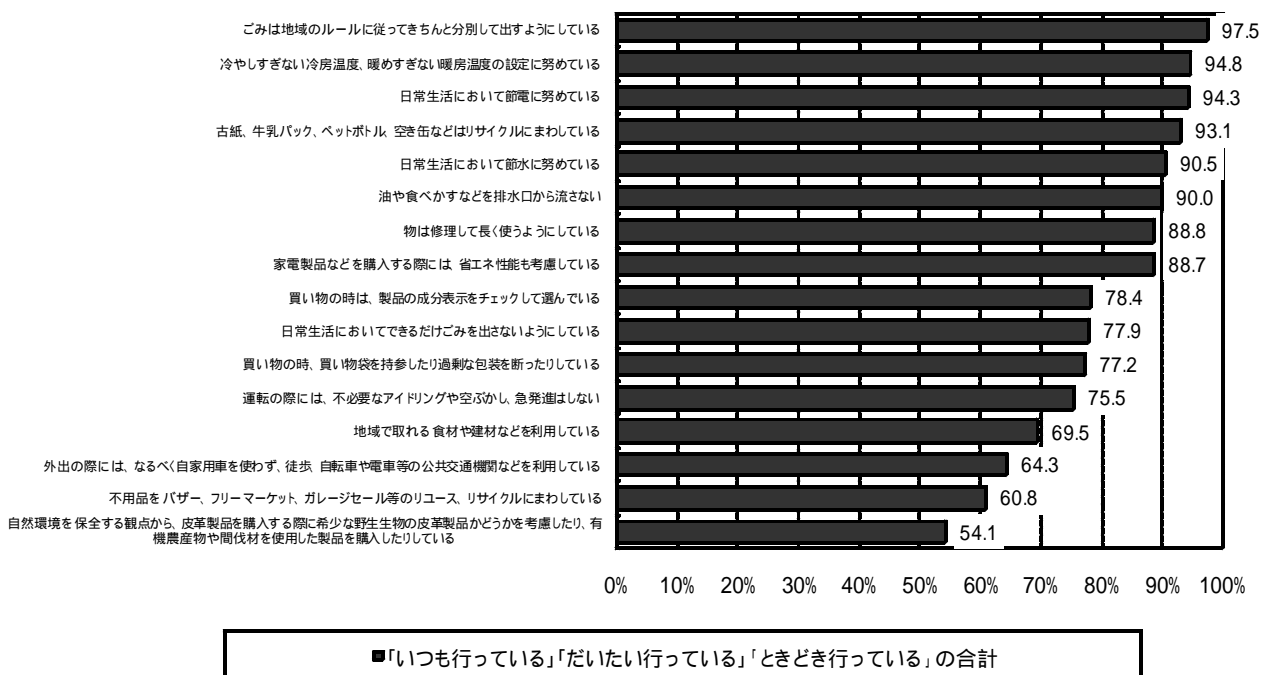
(参考)環境問題に対する考え方



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

環境保全のための実際の行動については、「ごみの分別」、「節電・節水」等、個人で対応できる行動や家庭内の工夫により対応が可能な行動については実行率が高くなっていますが、環境保全に対する国民の高い認識を踏まえれば、これらの項目も含めて全体として、さらなる実行率の向上が望まれるところです。

(参考)環境保全行動の実施状況



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施及び実施のための取組の状況等

環境教育・環境学習に関する取組は、各省において、必要に応じて連携を図りつつ、以下のとおり、様々な者を対象として、様々な手法で行われています。

<家庭において>

すべての国民を対象にしたもの

- ・ 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭及びそのリーダーを「エコファミリー」及び「我が家の環境大臣」として任命し、環境家計簿等を提供する等、家庭におけるエコライフを支援する「我が家の環境大臣事業」

<教育機関・教育施設において>

子ども・学生を対象にしたもの

- ・ 独立行政法人国立青少年教育振興機構における自然体験活動等の機会と場の提供及び「子どもゆめ基金」による民間団体に対する自然体験活動等への支援
- ・ エネルギー関連教材の作成やエネルギー施設の見学など児童生徒や学校関係者への支援を行う「エネルギー教育事業」
- ・ 発達段階に応じた環境教育の目標、学習内容等を定めるための調査研究等を行う「21世紀環境教育AAAプラン推進事業」

すべての国民を対象にしたもの

- ・ 大学等の取組の中から特に優れた取組を選定し、財政支援等を行うことで優れた人材の養成を推進する「現代教育ニーズ取組支援プログラム」において、公募テーマに「持続可能な社会に繋がる環境教育の推進」を設定
- ・ 学校の校舎の環境負荷低減のための改修等と、それを活用した学校、地域での環境教育事業等を一体的に推進する「学校エコ改修と環境教育事業」
- ・ ESDの地域における実践を支援し、その取組を全国に普及させるための「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」

<地域において>

子ども・学生を対象にしたもの

- ・ 子どもたちの豊かな人間性を育むために、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体等が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取組を推進する「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」
- ・ 小学校において長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」
- ・ サンゴの陸上植え付けを体験型環境学習の素材として修学旅行客等に提供している「沖縄県養殖サンゴ植え付けによる地域の産業振興及び自然環境復元事業」
- ・ 河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して「子どもの水辺」を選定・登録し、河川環境学習を推進する「子どもの水辺」再発見プロジェクト
- ・ 子どもたちに自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、「こどもエコクラブ」の結成・登録を呼びかけ、登録クラブに対して環境情報の提供等を行う「こどもエコクラブ事業」

すべての国民を対象にしたもの

- ・ 国民参加の森林づくりやそのサポート組織を対象とした研修や支援を実施する「美しい森林づくり推進国民運動」(美しい森林づくり活動推進事業等)の展開
- ・ 豊かな森林環境を有する国有林野において、継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与する「遊々の森」制度
- ・ 森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等の取組を総合的に推進す

る「森林環境教育推進総合対策」

- ・ 地域エネルギー循環システムの研究等を行う「北海道バイオディーゼル燃料寒冷地ビジネスモデル構築事業」において、環境問題を考える講演会を実施
 - ・ 地球環境問題に関する最新の科学的知見等の普及を目的とした「気候講演会」等の開催
 - ・ 河川管理への住民参加として、河川管理者、地方公共団体、市民団体等が役割分担を決め、河川美化活動等を協働で実施
 - ・ 環境保全の重要性を認識・理解し、環境保全のための行動が習慣となるよう、環境保全活動及び環境教育の場を提供し、活動の支援を行う「海辺の自然学校」
 - ・ 国民が、交通がもたらす環境への影響に関する理解等を深めることを目的とした「交通エコロジー教室」の開催
 - ・ 産学官民連携人材育成コンソーシアムを立上げ、アジアの環境系大学院間のネットワークを通じた環境リーダー育成、環境教育プログラムの開発等を通じ、高等教育機関における環境人材育成を行う「ESDを担うアジア高等教育機関人材育成事業」
- <その他>
- ・ 環境教育・環境学習に関する知識、教材、事例等に係る情報を収集し、インターネットにより提供する「環境教育・環境学習データベース総合整備事業」

以上で掲げた政府の環境教育・環境学習に関する取組について、主な対象・場所により分類した表は以下のとおりです。企業・職場における環境教育・環境学習を推進することが求められる状況にあるといえます。

主な対象・場所	家庭	教育機関・教育施設	地域	企業・職場	その他
子ども・学生		<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立青少年教育振興機構による自然体験活動等の機会と場の提供(文科省) ・エネルギー教育事業(経産省) ・「21世紀環境教育AAAプラン推進事業」における「発達段階に応じた環境教育の「ならい」等策定に関する調査研究(環境省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト(文科省) ・子ども農山漁村交流プロジェクト(文科省、農水省、総務省) ・沖縄県養殖サンゴ植え付けによる地域の産業振興および自然環境復元事業(経産省) ・「子どもの水辺、再発見プロジェクト(国交省) ・こどもエコクラブ(環境省) 		
すべての国民	<ul style="list-style-type: none"> ・我が家の環境大臣事業(環境省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「現代教育ニーズ取組支援プログラム」における「持続可能な社会に繋がる環境教育の推進」(文科省) ・学校エコ改修と環境教育事業(環境省) ・ESDを担うアジア高等教育機関人材育成事業(環境省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい森林づくり推進国民運動(農水省) ・遊々の森制度(農水省) ・森林環境教育推進総合対策(農水省) ・北海道バイオディーゼル燃料寒冷地ビジネスモデル構築事業(経産省) ・気候講演会等の開催(国交省) ・河川管理への住民参加(国交省) ・海辺の自然学校(国交省) ・交通エコロジー教室(国交省) ・「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」(環境省) 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習データベース総合整備事業(環境省)

環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況

環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組についても、各省において、必要に応じて連携を図りつつ、以下のとおり、様々な者を対象として、様々な手法で行われています。

<農林水産省の取組事例>

- ・ バイオマスの賦存量把握手法、地域の産業との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有し、関係者間の調整等により「現場で働くことのできる」人材を育成する「バイオマスタウンアドバイザー養成研修」

- ・ 森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等の取組を総合的に推進する「森林環境教育推進総合対策」(再掲)

< 経済産業省の取組事例 >

- ・ 大学の研究者や環境分野の企業経営者を講師に招き、環境MOT等を講義内容とした合宿形式の「九州環境クラスター大学産業人材育成コース」の開催(九州経済産業局)

< 国土交通省の取組事例 >

- ・ 都市公園において、環境教育の指導者養成講習会等を行う「プロジェクトワイルド」等の環境教育プログラムを提供し、環境教育ボランティアの育成を推進
- ・ 「川に学ぶ」社会の実現に向け、川を安全に利用できるよう、河川管理者や地域住民等を対象とした川の指導者育成を推進

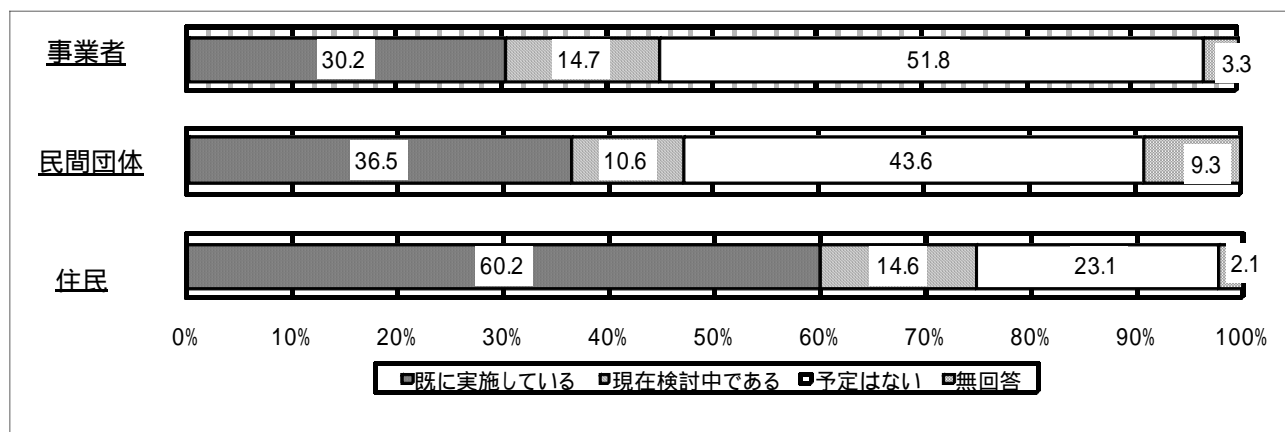
< 環境省の取組事例 >

- ・ 環境保全に関する専門知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言等を行う人材を「環境カウンセラー」として登録し、登録者情報等をHPで公開。
- ・ 学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行う「環境教育指導者育成事業」
- ・ 自然学校のインストラクター等を育成するため、環境省と各地の自然学校等が連携し、実践的な研修を行う「エコインストラクター人材育成事業」
- ・ 自然公園のビジターセンター等自然解説を実施している公共施設において、自然解説活動を担当する職員等を対象に研修を行う「自然解説指導者研修」
- ・ 産学官民連携人材育成コンソーシアムを立上げ、アジアの環境系大学院間のネットワークを通じた環境リーダー育成、環境教育プログラムの開発等を通じ、高等教育機関における環境人材育成を行う「ESDを担うアジア高等教育機関人材育成事業」(再掲)

多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組の状況

環境保全活動について、事業者及び民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の30～40%程度、住民との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の60%程度となっています。それぞれ、さらなる連携・協働に向けた取組が望まれます。

(参考)事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成19年度調査、環境省)

環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組についても、各省において、必要に応じて連携を図りつつ、以下のとおり、様々な者を対象として、様々な手法で行われています。

< 農林水産省の取組事例 >

- ・ 海浜、河川等の清掃活動、森林づくり等の取組を通じ、漁協、NPO等の連携による効率的な漁場環境保全等の活動を促進する「市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全の推進」
- ・ 漁業者が中心となり取り組む藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系活動が有する公益的機能維持・強化のための取組支援手法や実施体制確立に必要な調査等を行う「環境・生態系保全活動支援調査・実証事業」

< 経済産業省の取組事例 >

- ・ 九州で強みをもつ環境分野を中心とした企業の情報発信・ビジネスパートナーとのマッチングを目的とした講演会である「エコ塾」の開催（九州経済産業局）

< 環境省の取組事例 >

- ・ 行政、事業者、国民、NPOの各主体による、相互に協力・連携した自主的・積極的取組を支援するための「地球パートナーシッププラザ」等の設置・運営
- ・ 環境政策についての企業、NPOとの意見交換の場づくりや、環境保全のための行政、企業、NPOの具体的な協働事業づくりのプラットフォームとして全国に展開する「地球環境パートナーシップオフィス」の設置・運営

今後の展望

各主体が行う環境教育・環境学習のための取組を推進するに当たっては、各府省間において事前に緊密な情報交換を実施する必要があります。

各主体が行う環境教育・環境学習のための取組を推進するに当たっては、事業者が、事業所内等で被雇用者等に対して行う環境に関する研修等を推進するための支援が必要です。

環境教育・ESDをリードまたはコーディネートする人材間でのネットワーク及びサポート体制を構築し、環境教育に関するノウハウ及び情報を共有することが重要です。

環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、地域の環境保全活動を次世代につなげていくための世代間のネットワークづくりも必要です。

環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、行政がコーディネーター役となり、環境活動が継続できる仕組みを導入することを期待します。

施行後5年を迎えた環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）を点検し、必要な措置を講じることが必要です。

重点調査事項：環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組

地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、

- a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性
- b) 地域における国、地方自治体、NPO及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性

について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる地域づくりを行うためには、環境資源の保全と有効活用を統合的に進めることが重要です。

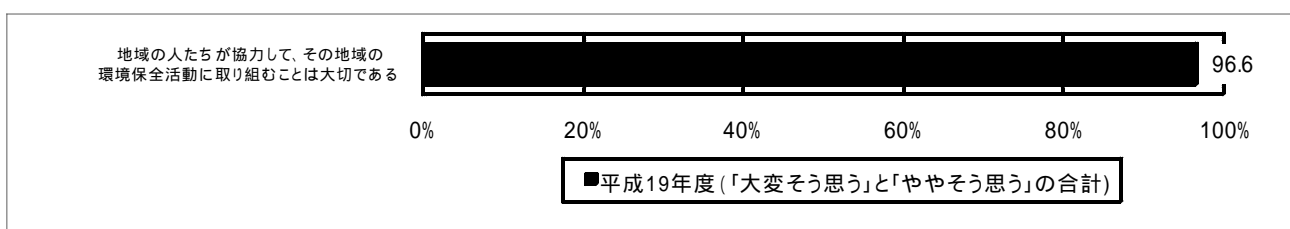
多様な主体と行政が協働しつつ、「もったいない」、「スローライフ」、「LOHAS」のような考え方を日々の暮らしにいかしていくような生活を可能にする基盤を計画的に創り出していくという視点も重要です。

地域ぐるみで進める事業活動に着目すると、環境的側面の向上に加え、経済的側面からは地域が経済的に自立し、さらには様々な主体間の連帯の強化等により、社会的側面をも統合的に向上するような取組を推進することが重要です。

主な取組状況等

ほぼすべての国民が、「地域の人たちが協力して、その地域の環境保全活動に取り組むことは大切である」と考えており、地域の環境保全活動の取組の重要性は認識されています。

(参考)環境問題に対する考え方



出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成19年度調査、環境省)

主な取組状況等については、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」結果から読み取れる国民の状況並びに関係各省が行っている上記 a) 及び b) の調査項目に掲げた取組の概要を記述しました。

しかし、本節冒頭に記したとおり、地域における環境保全のための取組に参加した国民の割合については、概ね15%～50%程度となっており、取組の内容によりばらつきがあります。地域の環境保全活動の取組の重要性に係る認識を、実際の活動に繋げるための、さらなる取組が望まれます。

それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組については、各省において、必要に応じて連携を図りつつ、以下のとおり、様々な手法で行われています。

<主に農山漁村等を対象としているもの>

- ・ 地域の関係者の連携の下、地域の発意に基づく様々な工夫を凝らしたバイオマスの利活用を推進する「バイオマスタウン」の構築の推進
- ・ 多様な主体を地域づくりの協働により「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を支援する「農山漁村地域力発掘支援モデル事業」
- ・ 農地・農業用水等の保全向上に関する共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を実施する地域等を支援する「農地・水・環境保全向上対策」
- ・ 漁業者が中心となり取り組む藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系活動が有する公益的機能維持・強化のための取組支援手法や実施体制確立に必要な調査等を行う「環境・生態系保全活動支援調査・実証事業」(再掲)
- ・ 寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源の安定生産、利活用システムの確立、普及方策に関する調査を行い、バイオマス資源導入促進と共に、地域活性化を目指す
- ・ エコツーリズムの一層の普及・定着を図るための普及啓発、地域支援、ノウハウの確立等を行う「エコツーリズム総合推進事業」
- ・ 環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生、環境保全と雇用の創出等による経済活性化を実現するまちおこしモデルを創る「環境と経済の好循環のまちモデル事業」
- ・ 環境技術開発人材ネットワーク形成、地域環境問題の解決と地場産業を生かした環境技術開発等を行う「地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」
- ・ 生物多様性のみならずその他の多様な観点から重要性の高い里地里山を選定することに加え、地域の自律的な取組を促進する仕組みを検討するとともに、日本の里地里山での事例に加えて、世界各地に存在する自然共生の知恵と伝統を収集、再構築し、発展させ、活用することを「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案

<主に都市部を対象としているもの>

- ・ 緑地環境整備総合支援事業の推進及び都市水路の再生、創出等による水と緑のネットワークの形成を通じた、うるおいあるまちづくりを支援
- ・ 環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、自然資本の活用、未利用エネルギーの活用等を推進するための実効的なCO2削減計画の策定を支援する「低炭素地域づくり面的対策推進事業」
- ・ 大規模宅地開発の機会を捉え、省エネルギー技術や再生可能エネルギー技術などのCO2排出量の大幅削減が見込める対策をエリア全体で導入する「街区まるごとCO2 20%削減事業」

<その他の地域及び一般的なもの>

- ・ 河川管理への住民参加として、河川管理者、地方公共団体、市民団体等が役割分担を決め、河川美化活動等を協働で実施
- ・ 港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備等を推進。再生され

た干潟は、潮干狩りに訪れる観光客で賑わう等、地域づくりとしての役割を担う

- ・ 「ゼロ・エミッション構想」(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想)を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進する「エコタウン事業」
- ・ 地域の社会的に価値のある事業に対し、出融資を行うコミュニティ・ファンド等が、適切に出融資対象を決定できるよう、評価手法の検証等を通じた支援を実施
- ・ 都道府県ごとに温暖化対策に効果的な取組を取上げ、地域メディア等と連携して啓発し、知恵の環を広げる等の「温暖化対策『一村一品・知恵の環づくり』事業
- ・ 住民等との協働を図りつつ、環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、顕著な実績を上げている市町村等を表彰する「循環・共生・参加まちづくり表彰」

今後の展望

環境基本計画においては、国の取組について、地域づくりが、各地域それぞれの主体性の下、独自性を持って進められるように支援していくこととされています。それぞれの持つ資源や特長を活かした地域づくりは、各地域が自立し、主体性、独自性を持って進めていくことが必要です。

各地域が各府省で実施されている様々な環境保全施策を基盤として、地域の実情に応じた将来計画を策定することが重要であり、総合的・統合的な地域環境行政を推進するためにも、そのような計画策定を支援することが国の行政に求められます。このため、国が、地方公共団体における環境保全の取組について、より具体的に把握すること、さらに、地方公共団体間の連携による取組を促進していくことが必要です。

里地里山の保全活動については、多様な主体が里地里山を共有の資源として管理し、持続的に利用することが必要です。例えば、燃料や肥料などへの里山林の利用の低下に伴う荒廃、不在地主の増加や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などの課題に対しては、地域住民だけでなく、さまざまな主体の参加を促進するなどして、地域における人と自然の再構築を進めていくことが必要です。そして、こうした取組が、過疎化・高齢化が進む地域の活性化にも貢献することとなることが重要です。

- 2 その他

1 . 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について

主な取組状況等

環境基本計画第1部第2章第3節3に示されている予防的な取組方法の考え方に基づいてどのような施策が推進されているかについて幅広く把握することを目的として、環境省においてその取組状況が調査されました。

その結果は以下のとおりであり、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を始めとした環境行政の各分野において、予防的な取組方法の考え方に基づく施策が進められています。

地球温暖化問題に対する取組

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及び国際的な長期的対策に関する検討を進めます。

< 施策の概要 >

- (1) 地球温暖化の進行による影響については科学的知見の蓄積が十分でない部分もありますが、極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあります。このため、世界全体の温室効果ガス排出量を今後10～20年の間に頭打ちさせ、2050年に少なくとも半減するため、アメリカ・中国・インド等の主要経済国を始めとする「全員参加」型の公平で実効性のある次期枠組みについて、平成21年に開催される第15回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）における合意形成を目指します。また、世界の温室効果ガス排出量半減に向け、我が国の長期的な温室効果ガス削減目標として、2050年までに現状から60～80%削減することを掲げ、低炭素社会の実現を目指します。そのため、平成20年7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を行います。
- (2) 農林水産施策においては、平成19年6月に策定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマスの利活用の推進や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策を推進します。
- (3) 気候変動に伴う河川環境における外力の変化については予測値に大きな幅が存在するため、各流域や沿岸域において調査・観測してきた雨量、水位、流量、潮位、波

高、水質、流出土砂量、河道形状、生物、被災状況等のデータを活かして外力の変化をモニタリングします。その結果はデータベース化し、適応策の検討に反映するとともに公表します。

< 施策の進捗状況等 >

(1) 「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、国内対策として、革新的技術の開発、既存先進技術の普及（太陽光発電世界一奪還や次世代自動車的大幅な普及等）、国全体を低炭素化へ動かす仕組みの導入・実施（平成20年10月からの国内排出量取引制度の試行的実施や環境税を含めた税制全体の見直しによる税制のグリーン化）、地方公共団体、国民による取組の支援等を推進しています。

国際的な対策として、COP13で合意されたバリ行動計画に従い、国連の下での特別作業部会における議論を進めます。また、G8サミットを含む多数国間会合、各種の二国間会合において、長期目標の共有、セクター別アプローチを用いた公平な国別総量目標設定や技術移転を通じた世界全体でのエネルギー効率改善の在り方等について議論を深め、成果を国連の下での議論へ適切に反映させることとします。

(2) 農林水産分野においては、農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく施策を推進しました。また、平成20年7月29日に同戦略を改定し、新たに低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献、農林水産分野のCO2排出削減の「見える化」、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組などを推進しているところです。

また、バイオマスの利活用の推進については、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年5月28日法律第45号）の運用、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等の措置、食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策、バイオマスタウン構築の加速化（平成20年9月末現在157地区が公表）などに取り組んでいるところです。

(3) 河川環境に関して、これまで気候変動の影響を判断するという観点からのデータや知見が少なく、河川環境の変化を把握、予測することは困難な状況です。河川環境の変化と気候変動の関係を分析し適切な河川管理に努めていくため、知見やデータの蓄積を図るモニタリングを強化します。

物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策 >

平成24年までに東アジア地域における循環型社会ビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

< 施策の概要 >

廃棄物に有害物質が含まれる場合にもたらされる人の健康や環境への影響については不確実な面があります。このような点を踏まえつつ、経済発展に伴って廃棄物量の増加や質の多様化が見られるアジアにおける循環型社会の形成に向けて、各国の能力開発支援、バーゼル条約による有害廃棄物の適正管理の取組等を行います。また、3 R イニシアティブ等を進めます。

< 施策の進捗状況等 >

平成20年のG 8 環境大臣会合で「神戸3 R 行動計画」に合意するとともに、我が国の取組を「新・ゴミゼロ国際化行動計画」として取りまとめて発表しました。アジアの循環型社会形成に向けて、アジア3 R 推進会議(平成18年10月、平成20年3月)による政策対話、ベトナム等での3 R 国家戦略策定支援等を実施しました。また、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組を実施しています。

都市における良好な大気環境の確保に関する取組

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

(都市における良好な大気環境の確保に関する)取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、予防的な取組方法に留意しつつ進めます。

< 施策の概要 >

環境中の有害大気汚染物質については、健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がありますが、それらによる健康リスクの低減を図るため、指針値を設定しています。

< 施策の進捗状況等 >

有害大気汚染物質に係るリストを作成し、行政においてこれらの物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報整理に努めるとともに、事業者等が自主的に排出抑制に努めるための指針値をアクリロニトリル等の7物質について設定しました。

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進します。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく

露・影響の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。

< 施策の概要 >

(1) 化学物質による環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物の生息・生育への支障を未然に防止するため、化審法に基づく審査・規制制度による化学物質管理を行っています。新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し届出を行い、3大臣により当該新規化学物質が規制の対象に該当するか否かの判定がなされるまで、予防的措置としてその物質の製造又は輸入は禁止されます。

また、化学物質の性状（分解性・蓄積性・長期毒性）に応じた規制の実施に当たっては、長期毒性等を有することから製造・輸入等に関する規制措置の対象となる特定化学物質への指定に加え、予防的取組方法の観点から、特定化学物質に該当する有害性を有する疑いがある化学物質を監視化学物質として指定しています（性状に応じ、第一種から第三種監視化学物質を位置付けており、平成15年の化審法）改正において、動植物への影響に着目した審査・規制制度に基づき指定する第三種監視化学物質が導入されました。）。監視化学物質の取扱事業者に対し製造・輸入量等の届出を義務づけるとともに、必要に応じ、国が指導・助言を行う、あるいは一定のリスクが認められる場合には長期毒性の有無を調査するよう指示することができます。

(2) PRTRデータの円滑な集計・公表等を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供します。さらに、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーション等に幅広く活用することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止します。

< 施策の進捗状況等 >

(1) 化審法制定から平成19年末までに10,502の新規化学物質の届出の受理及び1,543の既存化学物質について審査又は点検を行っています。その結果、監視化学物質又は特定化学物質に指定された物質については同法に基づく規制を実施しています。平成20年7月末時点で、監視化学物質として延べ1080物質、特定化学物質として39物質を指定しています。

また、中央環境審議会、厚生科学審議会及び産業構造審議会の合同会合において、化審法の見直しの検討を行っており、すべての化学物質をリスク評価の対象とする法体系への転換、第一種監視化学物質に関する情報提供の強化等について検討を進めています。

(2) 平成20年2月にPRTRデータの第6回集計・公表を行うとともに、その結果等を環境省ホームページ上に掲載しました。なお、PRTRデータの集計・公表を始めた平成13年度と比較して、届出排出量は減少傾向にあります。また、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において化管法附則に基づく法の見直しの検討を行い、平成19年8月に中間とりまとめを公表しました。さらに、同中間とりまとめを踏まえ、薬事・食

品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会の合同会合において、平成19年10月から4回にわたり、化管法対象物質の見直しについて審議を行い、平成20年6月に報告をとりまとめました。その後、この報告に基づき、これら3つの審議会において答申がなされました。

生物多様性の保全のための取組

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

現時点では、生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、生物多様性条約（第5回締約国会議）で決議された「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。

< 施策の概要 >

(1) 生物、生態系については未解明の部分が多いですが、生物多様性の危機がもたらす影響は深刻なものです。このため、種の減少、種組成の変化等、その異変をいち早く検出して、その結果を施策にフィードバックすることにより順応的な自然環境保全施策を行うことを目的として、我が国の代表的な生態系である森林・草原、里地、高山帯、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、藻場、アマモ場、サンゴ礁及び島嶼に計1000箇所程度の調査サイトを設置し、各生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングしています。

(2) 我が国の環境中で遺伝子組換え生物等を使用等する際には、事前に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第4条に基づき生物多様性への影響評価と承認の義務付けを行い、同法第7条に基づき承認時に予想できなかった事象に対し使用の変更等の措置を行う仕組みとしています。

これら生物多様性の保全のための取組については、平成20年6月に公布された生物多様性基本法において、予防的な取組方法により対応することが基本原則として盛り込まれたところです。

(3) 農林水産業は、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動です。このような活動が、四季折々の風土に根ざした形で長期的、安定的に行われ、持続的に営まれてきたことにより、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献しています。しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性等を優先した農地や水路の整備など、一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきたことを踏まえ、平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定し、これに基づく生物多様性保全を重視した農林水産施策を推進しています。

< 施策の進捗状況等 >

- (1) 平成19年度までに、調査項目及び調査手法の選定、調査体制の整備、試行調査等を実施し、約1000箇所の調査サイトを設置しました。平成20年度から、これらのサイトにおいて本格的調査を実施しています。
- (2) 遺伝子組換え生物等の環境中での使用に先立ち、カルタヘナ法第4条に基づく生物多様性への影響評価と承認が行われており、平成20年8月末現在で132件の承認を行っています。
- (3) 農林水産省生物多様性戦略に基づく生物多様性の保全の推進に加え、今年度からは、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に図る指標の開発に着手します。また、生物多様性の保全を重視した生産活動を国民に分かりやすくアピールする「生きもの認証マーク」について具体化に向けて検討を進めます。

長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。

< 施策の概要 >

- (1) 予防的対策に資する科学技術について広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を競争的研究資金(環境技術開発等推進費)により支援しています。
- (2) 予防的な対策に資する研究を推進するために、地球環境保全のための予防的な政策に資する調査研究を競争的研究資金(地球環境研究総合推進費)により支援しています。

< 施策の進捗状況等 >

- (1) 平成19年度は、生物種(ミジンコ、メダカ、藻類)に対する化学物質の生体影響評価法の開発など、平成20年度は、有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)について国内の高濃度汚染地域の自治体共同での排出実態の把握及び対策手法の開発などの研究開発に取り組んでいます。
- (2) 平成20年度において、地球環境問題対応型研究領域の中に2つの特別募集枠を創設しました。地球温暖化による影響への効果的かつ効率的な適応の方法を検討し、温暖化影響に強い持続可能な国土・社会づくりのための政策研究を行う「賢い適応」特別募集枠及び50%を超える大幅なCO2削減を現実のものとする低炭素社会づくりのための政策研究を行う「低炭素」特別募集枠を設け、平成20年度新規課題として、それぞれ4課題及び9課題を採択し、実施し始めました。

国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

当該地域（東アジア地域）では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

< 施策の概要 >

低炭素社会・低公害型社会を同時に実現（コベネフィット）すること等を目指すクリーンアジア・イニシアティブを推進することにより、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとしてアジアに展開し、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指しています。同イニシアティブ傘下の各種施策のうち関係施策については、東アジア地域の経済実態に即して、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけています。

< 施策の進捗状況等 >

平成20年6月にクリーンアジア・イニシアティブの具体的な政策目標と分野別の施策のパッケージを取りまとめ公表するとともに、ASEAN+3環境大臣会合高級実務者会合等の場を通じてその内容をアジア諸国に紹介しました。

オゾン層保護対策

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されていることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

< 施策の概要 >

フロンなどの大気放出は、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのあるオゾン層破壊を生じさせる可能性があるため、これら物質の放出を規制する予防措置をとることにより、オゾン層を保護することが必要です。このため、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書及びこれを実施するための特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年5月20日法律第53号）に基づき、オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等について監視するとともに、生産及び輸出入の規制を行います。さらに、既に市中に出回っている冷蔵・冷凍・空調機器等からオゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊を特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年6月22日法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）等関連法に基づき進めています。

< 施策の進捗状況等 >

オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等の監視結果に関する年次報告書を取りまとめ、公表しています。また、フロンなどの生産及び輸出入を規制しています。さらに、フロン類の回収・破壊を一層促進するため、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法を施行し、整備時におけるフロン類の回収義務の追加や行程管理制度（書面によるフロン類の捕捉制度）を導入しています。

酸性雨等に係る対策

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

< 施策の概要 >

酸性雨は、長期的影響には未解明な点も多いが、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題です。このため、酸性雨長期モニタリング計画に基づき、湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生及び陸水についてのモニタリングを実施します。さらに、東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的とし、我が国のイニシアティブにより稼働した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の活動を推進します。

< 施策の進捗状況等 >

酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを確実に実施しており、現在、平成15～19年度のモニタリング結果を取りまとめています。また、EANET活動を支援するとともに、その対象を地域大気汚染も含めたものに拡大することを目指しています。

化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章第5節（p77の 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組 に関する施策）に示した諸施策を中心に、次のような施策を推進します。

- （1）化学物質の環境中の残留実態の把握等
- （2）化学物質のリスク評価
- （3）化学物質のリスク管理
- （4）化学物質に関するリスクコミュニケーション

(5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

(6) 国内における毒ガス弾等における対策

(各項本文は省略)

< 施策の概要 >

- (1) p77の 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組 において示した取組のほか、環境リスクをできる限り低減させるため、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、官民が連携して既存化学物質の安全性情報収集・発信を行うJapanチャレンジプログラム、小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査等を実施します。また、環境リスクに関する国民への正確な情報の提供、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の動向への積極的な関与、国内における毒ガス弾等に係る被害の未然防止に関する取組等を行います。
- (2) 環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活を実現するため、化学物質の総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理するための技術体系を構築します。
- (3) 化学物質による人の健康への影響の評価方法を開発し、人の健康に対するリスクの最小化を目指して、化学物質の総合的な評価の一層の高度化・迅速化、ナノマテリアルによる健康影響の評価方法等に関する研究を推進します。
- (4) 農薬の環境リスクについては、内分泌攪乱作用、飛散による周辺住民への影響、陸域生態系への影響等科学的に完全には解明されていない点もありますが、人の健康又は生態系への影響を未然に防止する観点から、これらのリスクの評価・管理手法について調査を行います。

< 施策の進捗状況等 >

- (1) 一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、種々の化学物質施策の策定に活用しました。環境リスク等初期評価については、平成19年度は32物質について評価結果を取りまとめました。また、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について ExtEND2005 」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及びばく露の測定等、幅広い取組を進めるとともに、国際シンポジウムを開催しました。Japanチャレンジプログラムでは、事業者による既存化学物質の安全性に関する情報の収集を促進しており、平成20年6月現在、優先情報収集対象物質126物質のうち、89物質について、試験の実施等を含めて安全性情報を収集し報告書を取りまとめるスポンサーの登録が完了しています。小児の脆弱性に着目した化学物質のリスクを管理するための全国本格調査 (平成22年度開始) の実施に向け、平成20年度からフィジビリティスタディを行っています。リスクコミュニケーションについては、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「かんたん化学物質ガイド」など

を作成配布するとともに、化学物質の情報データベースや化学物質と環境に関する学習関連資料データベースの充実を図っています。国際的な分野では、平成19年5月に開催されたアジア太平洋地域会合において我が国が共同議長となり、同地域におけるSAICMの実施に関する議論に貢献しました。国内における毒ガス弾等対策については、ホームページやパンフレットを通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を行っているほか、必要に応じて、土地改変時の環境調査を実施しています。

- (2) 社会全体における化学物質の最適管理の実現のための適切な代替物質の選択を可能とするリスクトレードオフ解析手法、化学物質のリスク評価をよりの確かつ効率よく評価するための構造活性相関・簡易有害性評価手法、工業ナノ粒子を適切に管理するためのリスク評価の手法等の開発を行っています。
- (3) 化学物質の総合的評価については、構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の知見を活用した評価手法の高度化・迅速化を研究しています。ナノマテリアルについては、粒子の形状・大きさと毒性発現との関連を示す結果が得られています。このため、さらにこれらに特異的な毒性メカニズムの解明、体内動態の把握等に関する研究を進めています。
- (4) 内分泌攪乱作用を含めた農薬の水生生物に対する影響について諸外国におけるリスク評価・管理手法の開発状況を調査しました。また、街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスクを低減するための手法の検討、さらに、農薬による陸域生態リスクを評価するための基礎的知見の収集や鳥類等を対象としたケーススタディの手法に関する検討などを行っています。

調査研究の充実

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、予防的・予見的な対策に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。

< 施策の概要 > < 施策の進捗状況等 >

p80の 長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備 に係る記述に同じ。

注) 各項目における< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 > 中の() による記述は、文意を補足するため同基本計画本文に書き加えたものです。

今後の展望

予防的な取組方法の考え方に基づく施策については、引き続き、関係府省が定期的に連絡会議を開催すること等により、その推進に努めることが必要です。また、各施策のフォローアップに当たっては、フォローアップの観点がより明確になるように整理し、例えば下記のような観点から調査することが考えられます。

- ・ 想定される被害の大きさや取り返しがつかないこととなる可能性
- ・ 科学的証拠の欠如の程度
- ・ 費用対効果の高い対策の内容
- ・ その対策の進捗状況
- ・ 科学的知見の充実のために講じている対策

2 . 環境基本計画の点検に当たって

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等、中央環境審議会（総合政策部会及び環境基本計画点検小委員会）による審議、の手順で行っています。

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

しかしながら、点検に当たっては、施策の達成状況やその効果などについてのきめ細かな分析等が必要ですが、これらが十分に把握できない状況もありました。

また、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）において、「地球温暖化による生物多様性への影響や3Rを通じた地球温暖化対策への貢献など、それぞれの側面の相互関係を踏まえ、私たち人間も地球という大きな生態系の一部であり、地球によって生かされているという認識の下に、統合的な取組を展開していくことが不可欠である。」と記述されているように、特定の環境問題に対する対策が他の環境分野にも影響を与える場合も少なくありません。

環境施策については、各分野を横並びにして捉えたときの適正性、効率性等についても点検していくことが必要と考えられます。具体的には、このような取組が、ある分野においては適正な効果を発揮しているものの、他の分野において問題を生ぜしめているようなことがないか、逆に、複数の分野で相乗的な効果を発揮しているか、また、相乗的な効果を発揮させるためには何をすべきか等について点検していくことが考えられます。

次回以降の点検においては、適切な点検方法のあり方についても検討していくことが必要です。

おわりに

「第三次生物多様性国家戦略」が平成19年11月に、「第二次循環型社会形成推進基本計画」及び「京都議定書目標達成計画」の改定が平成20年3月に、「低炭素社会づくり行動計画」が同年7月に閣議決定されるなど、各施策の基本的枠組みは充実されつつあります。

このような基本的な枠組みの下で各主体が連携した取組を総合的に進めることにより具体的な施策の実効性を高める必要があります。

各分野における施策についても、第三次環境基本計画の策定以降のこの2年余の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられますが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言えます。

そのため、各主体の積極的な取組や施策の効果を客観的に評価することなどを通じ、これらの課題の解決に向けた環境保全の積極的な取組が評価される社会となることが期待されます。

この点検結果、特に「今後の展望」において示した提言が、前回の点検結果と併せて、各界各層において活用されることにより、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むことを期待します。